

成田市景観計画

Landscape Plan Of Narita City

平成30年9月 改定

未来へつなぐ
自然と歴史と世界が交流する
成田の景観づくり



はじめに



成田市は、水と緑の豊かな里地や成田山新勝寺などの寺社、成田国際空港など、多様な景観資源を有しており、これらが、地域の風土に根差した生活風景や伝統行事、祭事などと一体となって、成田の景観をつくり出しています。

良好な景観は、潤いのある豊かな生活環境を創造し、訪れる人々をもてなすための市民共有の大切な財産です。私たちには、これまで育まれてきた成田の景観を守り育て、まちの魅力を創造し、次の世代へ引き継ぐ責任があります。

成田市景観計画は、「住んでよし、働いてよし、訪れてよし」の次世代に誇れる空の港まち、生涯を完結できるまちづくりのため、良好な景観の保全及び形成を図り、市内の多様な景観資源の価値を高め、市民が誇りと愛着を持てる景観が未来へ継承されるよう定めたものです。

本計画に基づき、市では、市民や事業者の皆様との協働により景観計画の基本目標の実現に努力してまいりますので、皆様にも本計画の内容をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、成田市景観計画の策定にあたり、ご審議いただいた景観計画策定審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました景観まちづくり市民懇談会委員や市民の皆様、関係者各位に、心から御礼申し上げます。

成田市長 小泉一成



目 次

序章 成田市の景観特性	1
1. 成田市の概況	
2. 成田市の景観特性	
第1章 景観計画の目的と位置づけ	8
1. 目的	
2. 位置づけ	
第2章 景観計画区域と景観形成の考え方	9
1. 景観計画の区域	
2. 景観形成の考え方	
第3章 景観形成の基本目標と基本方針	11
1. 景観形成の基本目標	
2. 景観形成の基本方針	
3. 類型別景観形成の方針	
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	31
1. 考え方	
2. 届出対象行為	
3. 景観形成基準	
4. 色彩基準	
5. 計画設計の手続き	
第5章 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項	49
1. 考え方	
2. 景観形成の誘導方針	
第6章 景観に配慮した公共施設の整備等の考え方	51
1. 施設別景観形成の方針	
2. 公共施設に関する協議等の考え方	
3. 景観重要公共施設の整備等に関する事項	
第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	53
1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	
2. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の手続き	
第8章 重点的に景観形成を図る地区	54
1. 景観形成重点地区	
2. 景観地域づくり促進地区	
第9章 景観形成の推進方策	56
1. 景観に関する意識の啓発	
2. 市民が主体の景観づくり	
3. 景観形成の推進体制	
4. 計画の見直し	
別冊 成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区	

序章 成田市の景観特性

1. 成田市の概況

成田市は、首都東京から東に 50km の千葉県北部中央に位置しています。市域は、東西 20.1km、南北 19.9km、面積は 213.84km² で、北は神崎町、利根川を隔てて茨城県、西は栄町、印旛沼を隔てて印西市、南は酒々井町、富里市、芝山町、東は多古町、香取市に接しています。

本市には、西側を流れる根木名川、東側を流れる大須賀川を取り囲む広大な水田地帯と、肥沃な北総台地に畑地帯が広がっており、これらの農地や山林の面積が市域の約7割を占めています。また、西部には県立印旛手賀自然公園である印旛沼があり、豊かな自然を有しています。

市街地は成田駅などを中心に広がり、南部には、成田国際空港があります。

本市と周辺地域は、高速道路、国道、鉄道などの広域的な交通網で結ばれ、年間約 1,000 万人の参詣客を集める成田山新勝寺や約 2,800 万人が利用する成田国際空港が、市に活力を与えており、本市は北総の中心都市として重要な役割を担っています。

成田市の位置・市域図

位置	極東	所字北割地先	東経	140度 28分 21秒
	極西	北須賀字中外埜地先	東経	140度 14分 57秒
	極南	南三里塚字東地先	北緯	35度 43分 24秒
	極北	小浮字流作地先	北緯	35度 54分 09秒
面積	213.84km ²			
広ぼう	東西 20.1km	南北	19.9km	
標高	1m(安西地先)~42m(南三里塚地先)			

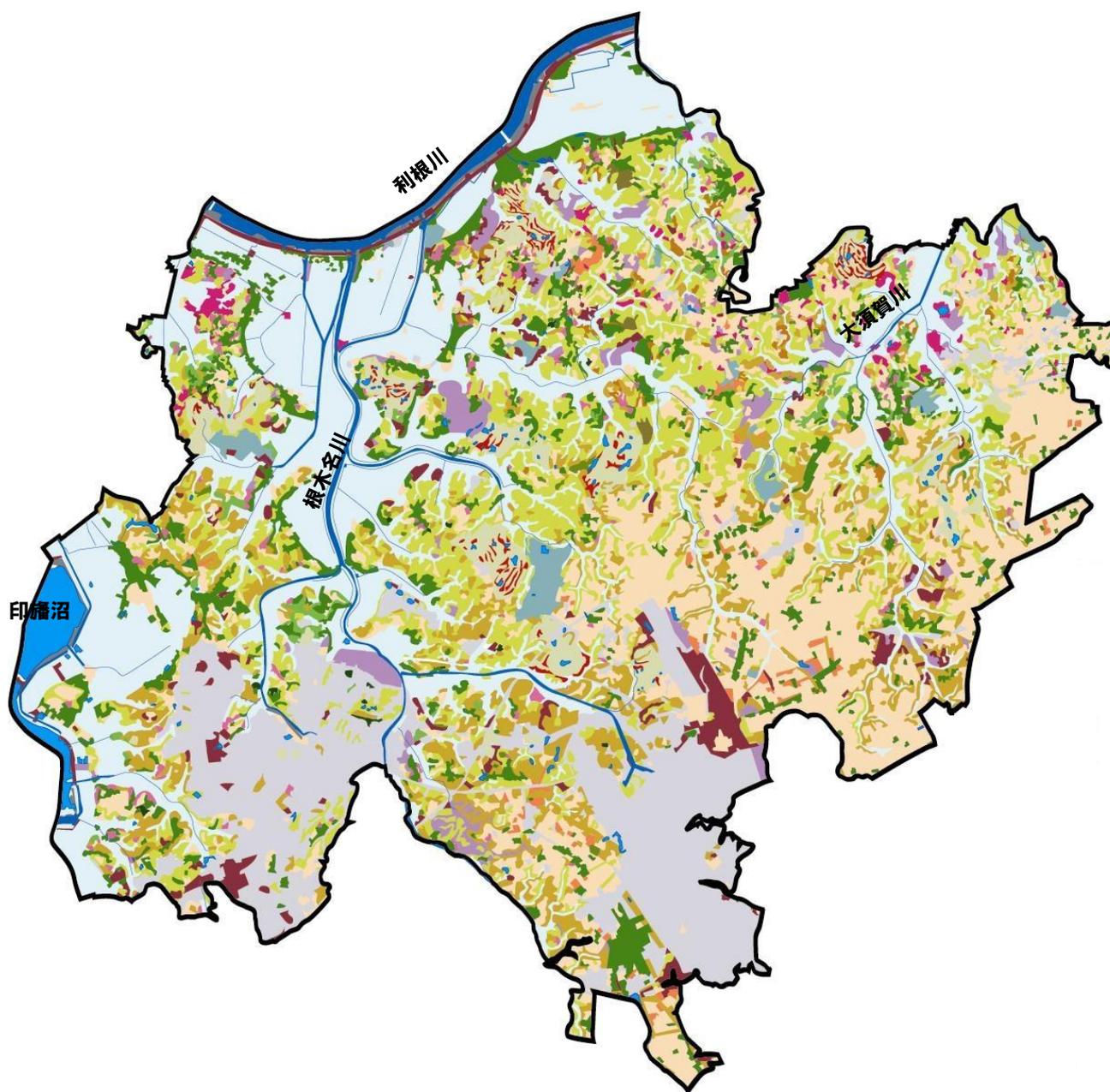
【広域位置図】



【市域図】



成田市の植生図



凡例	
□ 市域	■ 竹林
■ 河川・池沼	■ ゴルフ場・芝地
■ 常緑広葉樹林	■ 牧草地
■ 常緑広葉樹二次林	■ 路傍・空地雑草群落
■ 落葉広葉樹二次林	■ 果樹園
■ 低木群落	■ 畑雑草群落
■ ススキ群団	■ 水田雑草群落
■ 伐採跡地群落	■ 市街地
■ ヨシクラス	■ 緑の多い住宅街
■ スギ・ヒノキ・サワラ植林	■ 工場地帯
■ アカマツ植林	■ 造成地

出典 : 成田市環境基本計画 (平成 20 年)

2. 成田市の景観特性

本市の景観は、農地・山林等の自然景観地域と、市街地の都市的景観地域に大別されますが、自然、農村、歴史、市街地などそれぞれの特性ごとに整理します。

(1) 自然景観特性

本市は、千葉県北部中央の北総台地に位置し、東部及び南部の台地と北部及び西部の低地に大別されます。台地と低地の間には斜面林が連なり、随所に谷津が見られ、農地や山林、池沼などによる自然の景観が形成されています。

また、利根川をはじめ、根木名川や大須賀川などの河川や印旛沼の水辺空間は、うるおいと開放感のある景観となっています。



田園と斜面林(谷津)



夕暮れの印旛沼

(2) 農村景観特性

本市には、田園や里山が広く残されています。

利根川とその支川や印旛沼周辺の低地に広がる水田地帯には、台地に続く斜面林を背にした集落が形成されています。また、台地に広がる畑作地帯には、屋敷林と耕作地が一体となった景観が見られます。



収穫の風景(公津地区)



北総台地の畑作風景(冬)



北総台地の畑作風景(夏)

(3) 歴史景観特性

市内には、荒海貝塚や長沼城址跡をはじめとした遺跡や史跡があり、この地が古くから人々の生活の場であったことがうかがえます。

西暦940年に開山された成田山新勝寺は、江戸中期以降、大勢の参詣客が訪れるようになり、その周辺は門前町として栄えるようになりました。成田山新勝寺近くの参道には、門前町の古い町家が並び、本市を代表する街並み景観が形成されています。

また、宗吾霊堂、大慈恩寺、小御門神社などの社寺と明治時代の成宗電車のトンネルが残る“電車道”といった多くの景観資源が残されています。



年始の成田山新勝寺



成田山新勝寺表参道



宗吾霊堂



小御門神社



電車道

(4) 市街地景観特性

①住宅地の景観

ア. 成田駅周辺の住宅地

成田駅の東口と西口は、土地区画整理事業により整備されています。駅周辺には、飲食店などの店舗と住宅が立ち並び、表通りと、そこから一步入った小道には、昭和時代を感じさせる住宅が北総台地特有の起伏ある地形に並んでいます。



空から見た成田駅周辺

イ. 計画的な住宅地

成田ニュータウン・公津の杜・はなのき台などの計画的に整備された住宅地は、幹線道路に多種の街路樹が植えられ、緑豊かな街並みが形成されています。

ウ. 空港に隣接した新しい市街地

三里塚地区は、御料牧場であった三里塚記念公園を中心に、成田国際空港の代替地として整備され、住宅を中心に形成された市街地です。



はなのき台の街並み

②商業地の景観

ア. 成田駅近隣の商業地

成田駅の周辺には、ホテルや集合住宅などの中高層の建築物による街並みが形成されています。成田駅から成田山新勝寺へ向かう表参道沿いの地区は、にぎわいのある商業・業務施設が集まっています。



京成成田駅東口



成田山新勝寺表参道

イ. ウイング土屋地区の商業地

ウイング土屋地区は、土地区画整理事業により誕生した商業地区です。JR 成田線と国道 408 号に挟まれたこの地区は、空港からのアクセスもよく、北総地域の新たな拠点として国内外から多数の買い物客を集めています。



ウイング土屋の大規模商業地

ウ. 住宅地内の商業地

成田ニュータウン赤坂地区や公津の杜駅周辺地区は、地域の拠点商業地区として、多数の買い物客を集めています。



成田ニュータウン赤坂地区

(5) 工業団地の景観

野毛平工業団地、豊住工業団地、大栄工業団地、成田新産業パークには、空港関連企業などが誘致されています。周辺は森林や農地などの緑地に囲まれ、周辺環境に配慮した緑化が図られています。



豊住工業団地



野毛平工業団地

(6) 成田国際空港と周辺の景観

成田国際空港は、日本の空の表玄関として多くの人に利用され、国内外からの来訪者でにぎわっています。また、広大な空港施設を有し、独自の景観を形成しています。

成田国際空港の周辺や国道 295 号などの沿道には、ホテル等が立地し、本市の他の地域とは異なる景観となっています。

滑走路に隣接する“さくらの山”は、桜の名所として、また、航空機の離発着を眺めることができる観光スポットとしてにぎわっています。



国道 295 号



さくらの山から見る成田国際空港

(7) 道路・鉄道からの景観

①道路

計画的に整備された幹線道路は、ケヤキや桜などの街路樹により、季節が感じられます。また、美郷台やウイング土屋などの幹線道路では郊外型店舗など様々な建物が立ち並びにぎわいを感じることができます。

市街地から少し走ると、田園・畑作地帯となり、農村景観が広がります。



ケヤキ並木(成田ニュータウン)



道路からの田園の眺め(豊住地区)

②鉄道

鉄道路線は、JR 成田線、京成本線、成田スカイアクセス線が市域を十字に走っています。

市街地を抜けると広大な自然景観を車窓から眺めることができます。特に成田スカイアクセス線の車窓からは、印旛沼の景観を望むことができるほか、印旛沼に架かる橋は、県立印旛手賀自然公園の景観に配慮したものとなっています。



車窓からの眺め(JR成田線)



印旛沼と成田スカイアクセス線



車窓からの眺め(JR成田線)

第1章 景観計画の目的と位置づけ

1. 目的

成田市には、自然豊かな里地と都市的な市街地が存在し、成田山新勝寺や成田国際空港などの多様な景観資源を有しています。

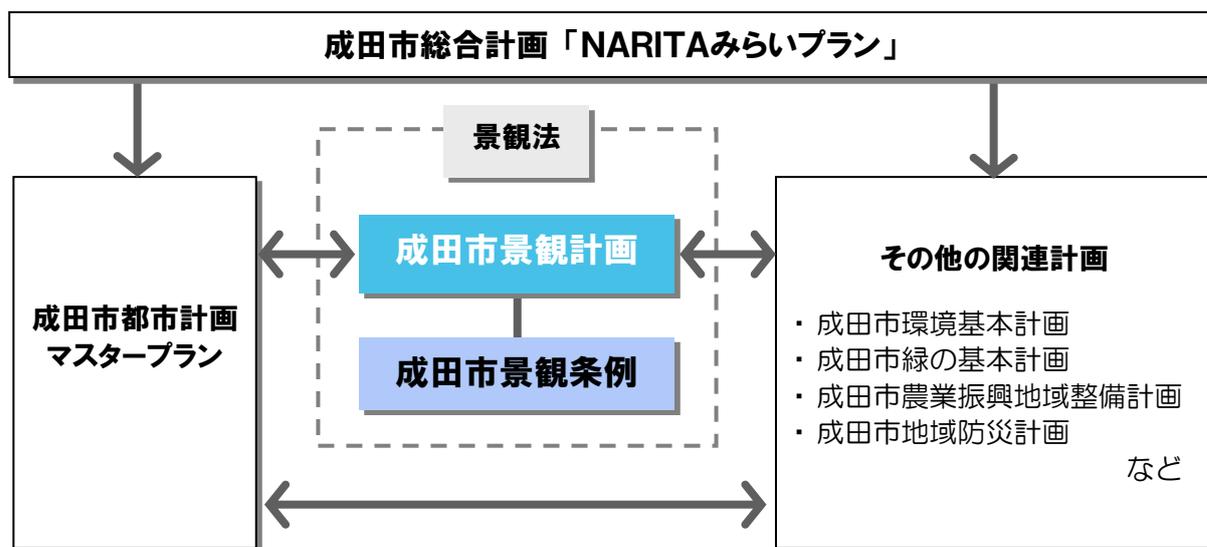
成田市景観計画は、これらの多様な景観資源を大切に、市民が誇れる美しい成田を未来へ継承するため、成田の良好な景観を保全・育成・創出するマスタープランとして定めます。

2. 位置づけ

成田市景観計画は、景観法第8条に基づき景観行政団体である成田市が策定する計画です。上位計画である「成田市総合計画『NARITA 未来プラン』」に即し、「成田市都市計画マスタープラン」に適合させ、「成田市環境基本計画」、「成田市緑の基本計画」などと調和する計画となります。

また、成田市景観計画は成田市景観条例に委任し、一体的な運用を行います。

成田市景観計画の位置づけ



第2章 景観計画区域と景観形成の考え方

1. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

成田市の良い景観を保全・育成・創出していくため、**景観法に基づく景観計画の区域(景観計画区域)**は、**成田市全域**とします。

2. 景観形成の考え方

(1) 景観とは

「景観」は、「見ること」そのものであり、ある場所からある対象を見ることによって、その人の目に映った景色の特性といえます。

地域の特徴ある景観は、地勢・植生などの自然環境、生活環境や生産環境と建築物や工作物などの要素が複合的に構成されることで生まれます。



広がりのある田園(中郷地区)



斜面林を背景とする集落と田園(下総地区)



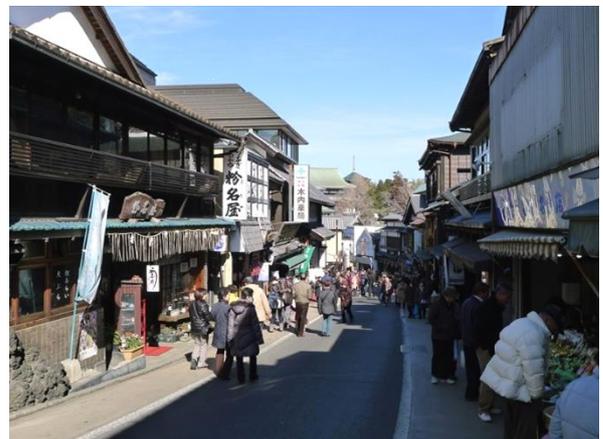
おもてなしとにぎわいの表情(成田山新勝寺表参道)



季節を感じる街路樹と幹線道路(成田ニュータウン)



印旛沼を望む広場(外小代公園)



歴史的街並み(成田山新勝寺表参道)

(2) 良好な景観の形成の基本的な方向

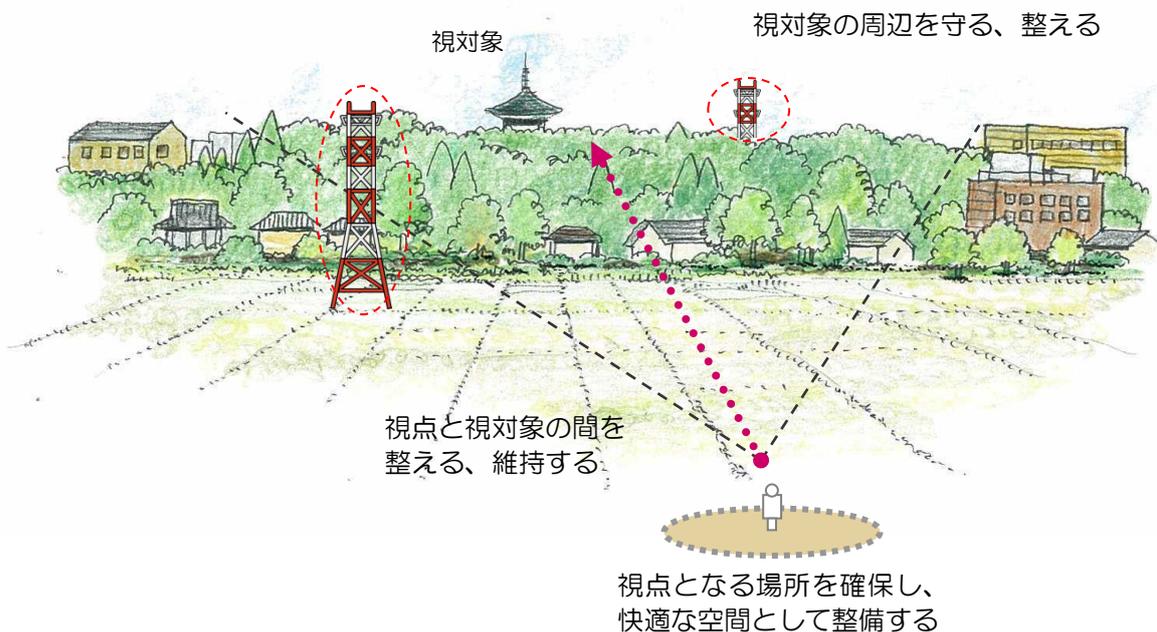
良好な景観は、視対象（見たいものや見せたいもの）が、見やすいことです。また、良好な視点となる場所を見つけ、確保し、守り、育てることが重要です。

そのうえで、視点と視対象の間の空間について、見やすさへの配慮を行うこと、また、地域の特性に配慮した色彩を誘導することが大切です。

景観計画では、以下の考え方を基本に、良好な景観の形成に努めるものとします。

基本的な方向

- 良好な景観が得られる視点の確保と掘り起こしに努める。
- 良好な景観が確保できる場合は、視点の場を快適な空間として整備するよう努める。
- 視点と視対象の間の空間について、景観を阻害しないように配慮する。
- 良好な景観について、市民などへの周知やPRに努め、景観づくりを推進していく。



第3章 景観形成の基本目標と基本方針

1. 景観形成の基本目標

(景観法第8条第3項)

景観形成として目指すべき基本目標を設定します。

基本目標

未来へつなぐ 自然と歴史と世界が交流する 成田の景観づくり



成田市の農地や山林、利根川や印旛沼など、緑と水が織りなす豊かな自然に恵まれた風景は、人々にやすらぎや豊かさを与えています。

また、成田山新勝寺の門前町として栄えてきた街並みや、祇園祭をはじめとする住む人々によって形成されてきた慣習行事などは、歴史的にも文化的にも、本市固有の風土を育ててきました。

一方、本市には、成田ニュータウンや公津の杜などの計画的に整備された街並みの景観も形成されており、歴史を感じるまちと新しいまちが共存し、更には、成田国際空港の立地により、国内外を問わず多くの人々が成田を訪れています。

このように自然や歴史、新しいまち、空港などの多様な資源によって形成される景観は、他の都市にはみられない特徴であり、市民共有のかけがえのない財産であるといえます。

これらの資源を活かしながら、成田の魅力ある景観づくりを進める必要があるとともに、景観づくりは、市民、事業者、行政の共通認識を育みながら進めていくことが、次の世代に美しい成田を継承していくことにつながると考えます。

そこで、自然と歴史を大切にした成田の景観づくりを市民が主体となって推進していくことを目指し、「**未来へつなぐ 自然と歴史と世界が交流する 成田の景観づくり**」を基本目標として掲げます。

基本方針

(1) 里地や水辺が織りなす豊かな景観づくり

- ① やすらぎのある里地の景観を保全・育成する
- ② うるおいのある水辺の景観を保全・育成する

(2) 成田の歴史文化を継承する景観づくり

- ① 門前町の歴史が感じられる街並み景観を保全・活用する
- ② 地域の歴史文化を活かした景観を保全・活用する

(3) 世界とつながるNARITAを訪れる人をもてなす景観づくり

- ① 成田を訪れる人をもてなす景観を創出する
- ② 良好なアクセス景観を創出する

(4) 市民の住むことへの誇りと愛着を育む景観づくり

- ① 快適な暮らしを支える緑うるおう街並み景観を形成する
- ② 人と人のつながりを活かした景観づくりを進める
- ③ 市民・事業者・行政が力を合わせた景観づくりを進める

2. 景観形成の基本方針

景観形成の基本方針を設定します。

(1) 里地や水辺が織りなす豊かな景観づくり

成田市は、北総台地と利根川や印旛沼周辺の豊かな自然に恵まれています。台地には、畑と屋敷林が点在しており、谷津が手のひら状に入り組んでいます。また、台地端には斜面林が見られ、その裾には集落が形成され、低地の水田地帯へとつながっています。

このような里地や水辺が織りなす景観は、成田の財産であり、人々がやすらぎや豊かさを感じられる景観として大切に守り育てます。

① やすらぎのある里地の景観を保全・育成する

谷津と斜面林や農地と屋敷林、集落が織りなす、やすらぎのある里地景観を保全し育成します。また、良好な里地の眺めが得られる場合は、視点を大切にし、眺望の保全を図ります。

② うるおいのある水辺の景観を保全・育成する

豊かな水辺空間を保全し育成します。

また、豊かな水辺の眺めが得られる場合は、視点を大切にし、眺望の保全を図ります。



久住地区



下総地区



公津地区



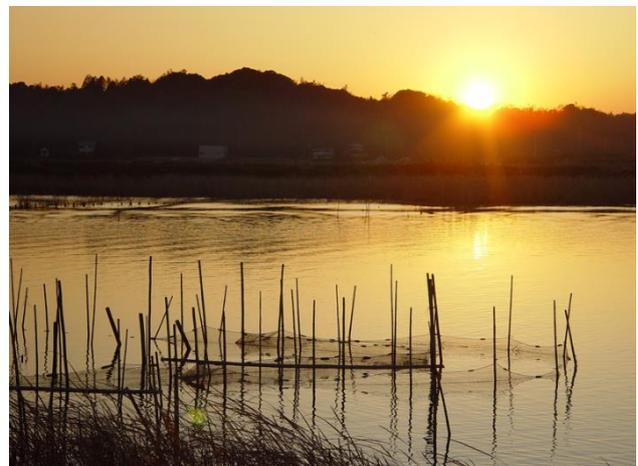
遠山地区



公津地区



印旛沼の水辺



(2) 成田の歴史文化を継承する景観づくり

成田山新勝寺や宗吾霊堂などに代表される社寺や、それぞれの地域で行われる祭事などの慣習行事は、地域の歴史文化を感じることができる重要な資源です。また、成田山新勝寺近くの参道は、昔ながらの店舗が並び成田の町の風情を残しています。

このような成田の歴史的資源や文化的資源を大切に、成田らしいまちの個性が感じられる魅力ある景観の形成を目指します。

① 門前町の歴史が感じられる街並み景観を保全・活用する

成田山新勝寺への参道とその周辺では、歴史ある風情が感じられる街並み景観を保全するとともに、にぎわいとおもてなしの表情づくりを図ります。

② 地域の歴史文化を活かした景観を保全・活用する

宗吾霊堂や小御門神社などの地域の社寺や、それぞれの地域で行われる祭事などの慣習行事を地域の景観資源として大切に守り、活用を図ります。



成田山新勝寺



成田山新勝寺・大塔



大慈恩寺



宗吾霊堂



成田祇園祭



小御門神社の森



成田山新勝寺参道

(3) 世界とつながるNARITAを訪れる人をもてなす景観づくり

成田国際空港は、世界の各都市を結んでおり、日本の空の表玄関として多くの来訪者でにぎわっています。空からの眺めを含め、成田を訪れる人々に対して良好な印象を与えることは、旅の楽しさを演出し、成田の魅力を内外に発信することになります。

世界や日本の各都市とつながる成田の特性を活かした、人々をもてなす景観の形成を目指します。

① 成田を訪れる人をもてなす景観を創出する

多くの人々が訪れる成田国際空港や空港周辺地域では、自然豊かな成田の特徴が感じられる景観の創出を図ります。

また、成田駅の周辺では、来訪者をもてなすにぎわいのある景観の形成を図ります。

② 良好なアクセス景観を創出する

成田と各都市を結び多くの人々が往来する道路・鉄道の沿道・沿線では、やすらぎのある里地やうらおいのある水辺空間を大切にした、成田の特徴ある景観の創出を図ります。



夕暮れの表参道



田園と成田スカイアクセス線



空からの眺め



賑わうさくらの山



歴史を感じる商店



来訪者へのもてなし



成田太鼓祭り

(4) 市民の住むことへの誇りと愛着を育む景観づくり

将来にわたって、景観を保全・育成・創出していくためには、市民が暮らしの中で良好な景観について意識することが重要です。

住むことへの誇りと愛着が育まれるように、市民や事業者、行政が連携・協働して景観づくりを推進します。

① 快適な暮らしを支える緑うるおう街並み景観を形成する

市民が快適に暮らすことができる生活空間を目指し、地域の特性を活かした緑うるおう街並み景観の形成を図ります。

② 人と人のつながりを活かした景観づくりを進める

景観に対する意識の啓発に努め、地域コミュニティの活用や住民参加による市民や事業者が主役となった景観づくりを行います。

③ 市民・事業者・行政が力を合わせた景観づくりを進める

市民や事業者、行政が連携・協働して景観づくりを推進します。



緑豊かな街並み



計画的に整備された住宅地



住民による活動



水辺のうるおい



公園と街並み

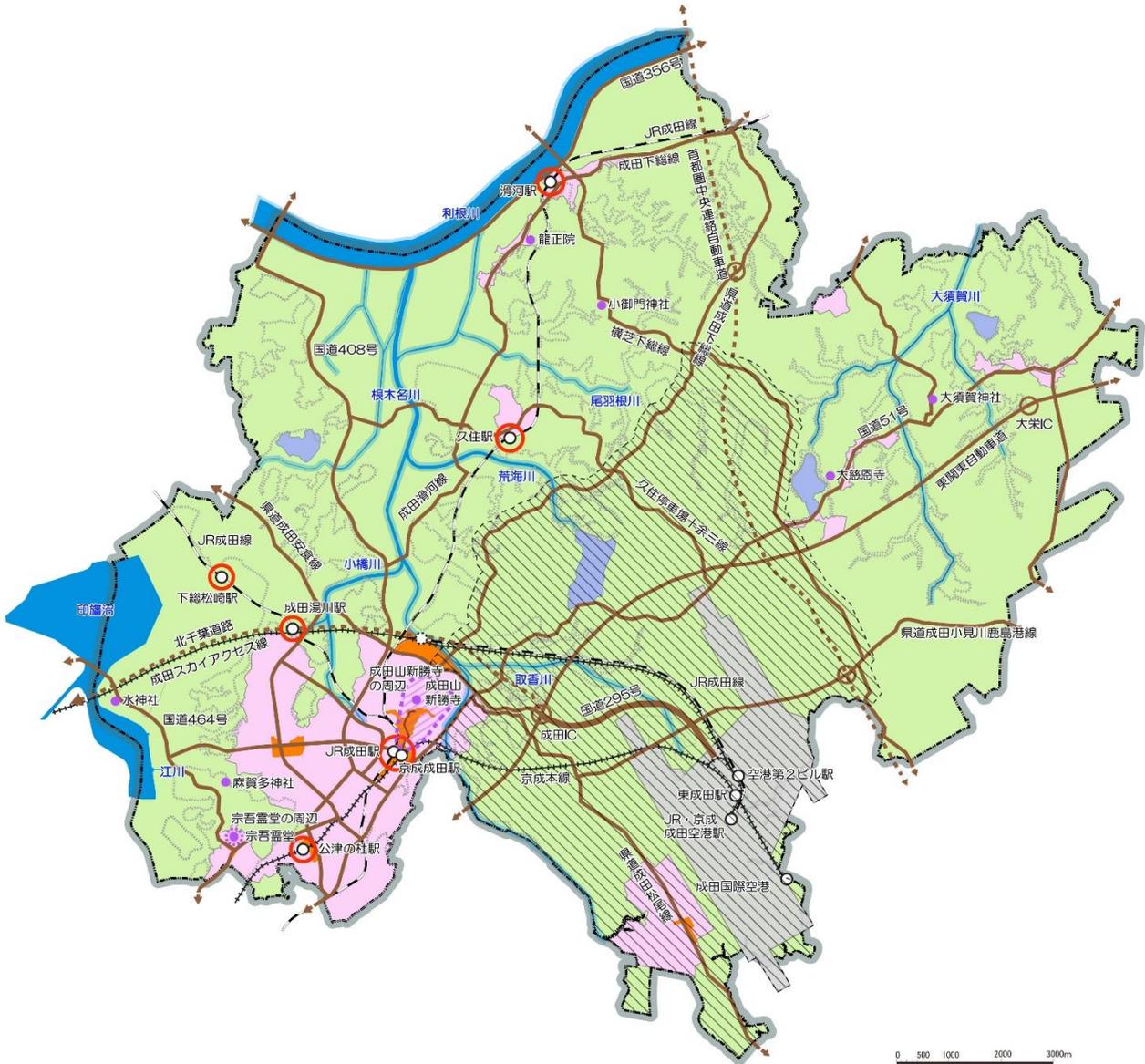


やすらぎのある里地

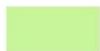
3. 類型別景観形成の方針

景観形成の基本目標や基本方針に基づき、地域の景観形成の方針を具体的に展開するために、地域ごとの景観特性により、景観ゾーン、景観拠点及び景観軸を定め、それぞれの方針を設定します。

景観類型図



凡例

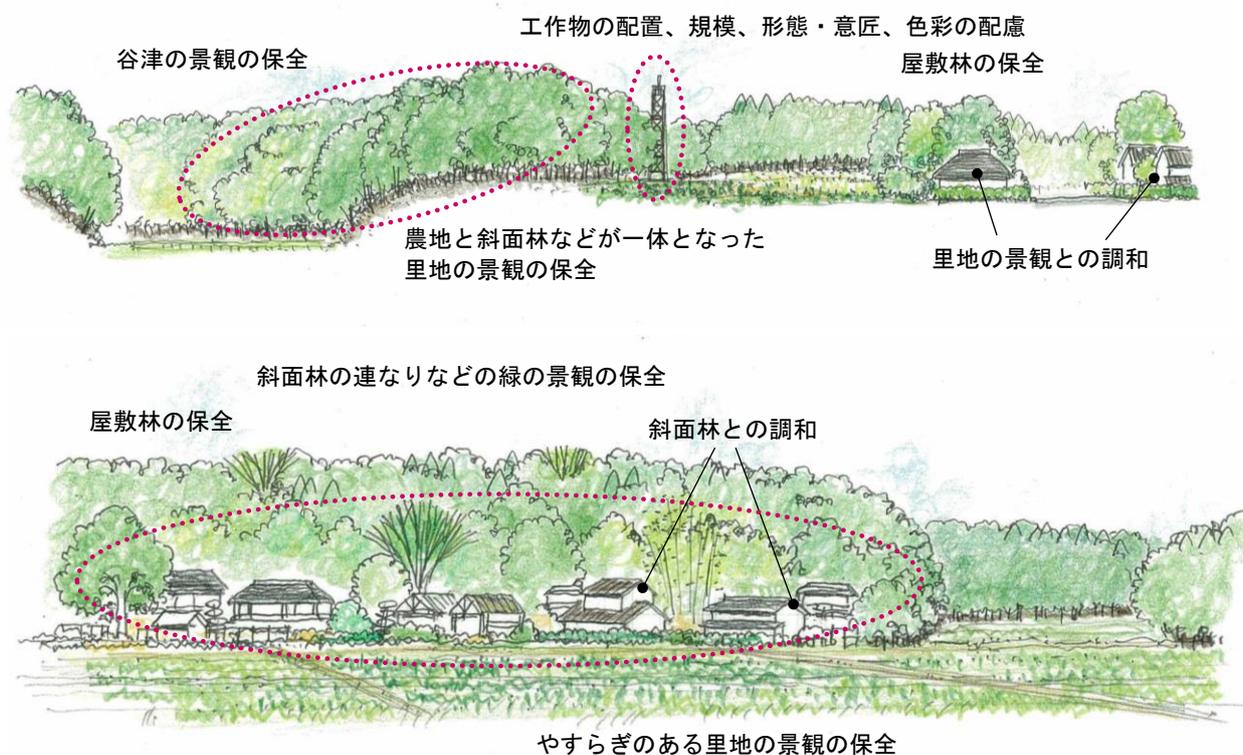
景観ゾーン	 里地景観ゾーン	 工業地景観ゾーン	景観拠点	 歴史景観拠点	景観軸	 沿道沿線景観軸
	 住宅市街地景観ゾーン	 成田国際空港周辺景観ゾーン		景観拠点		 駅周辺景観拠点
	 商業地景観ゾーン					

(1) 里地景観ゾーン

① 形成方針

- 地域の特徴的な里地や印旛沼をはじめとする水辺などの良好な景観を望むことができる場所では、そこからの眺めを大切にし、阻害しないよう努めます。
- やすらぎのある里地景観の保全を目指し、農地や屋敷林、谷津、斜面林の連なりなどの緑の景観の保全を図ります。
- 山林や空地などは、周辺との調和に配慮した適正な維持管理に努めます。
- 歴史・文化的資源や慣習行事など地域の伝統を活かした景観の形成を図ります。
- 大規模な建築行為などは、航空機からの眺めに配慮します。

② 景観形成のイメージ



斜面林を背景とした集落



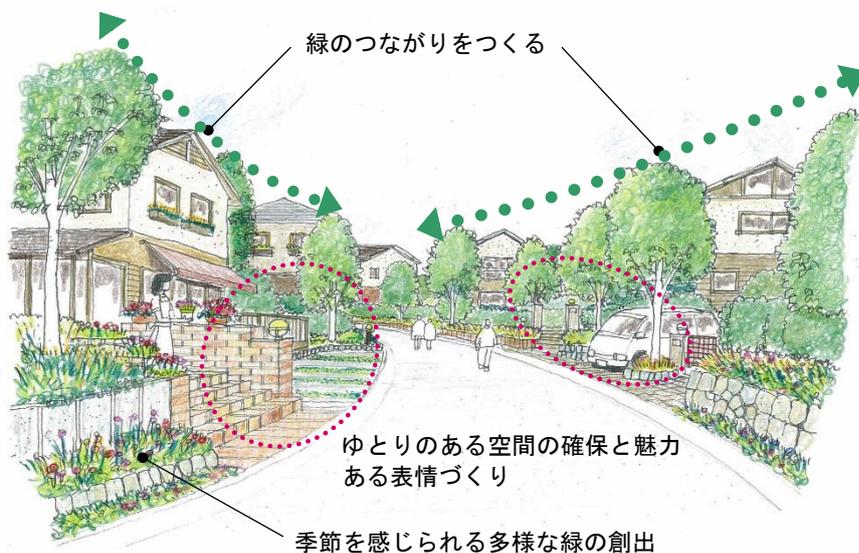
斜面林を背景とした水田

(2) 住宅市街地景観ゾーン

① 形成方針

- 良好な市街地景観を望むことができる場所では、そこからの眺めを大切にし、阻害しないよう努めます。
- 季節を感じ、快適に暮らすことができる街並み景観の形成を目指し、多様な緑の創出に努めます。
- 住宅地では、ゆとりのある街並み景観を形成するため、圧迫感のない空間の創出を図ります。
- 多様な形態の建築物が混在する場合は、敷地ごとの緑がつながるように、通りからの見え方に配慮します。

② 景観形成のイメージ



ゆとりある住空間



緑を創出した住空間



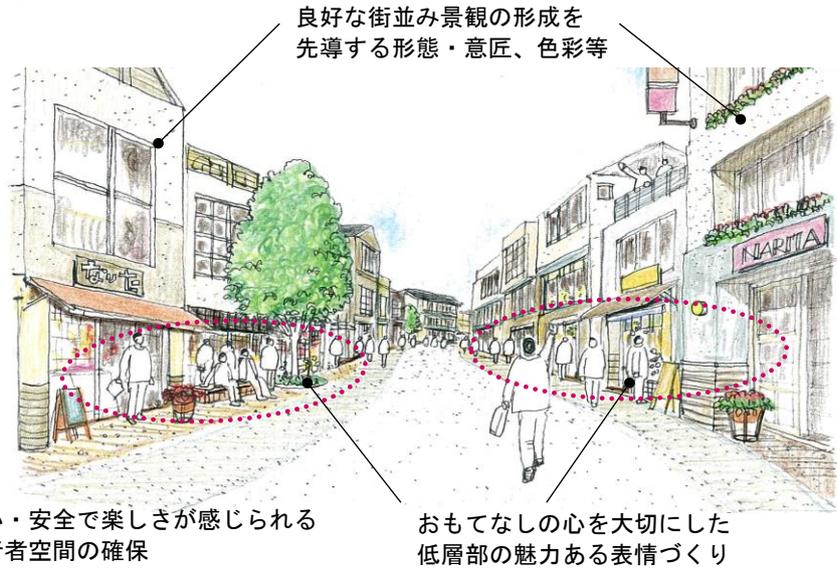
街路樹の緑と調和する住宅地

(3) 商業地景観ゾーン(成田駅周辺地区・土屋地区・赤坂地区等)

①形成方針

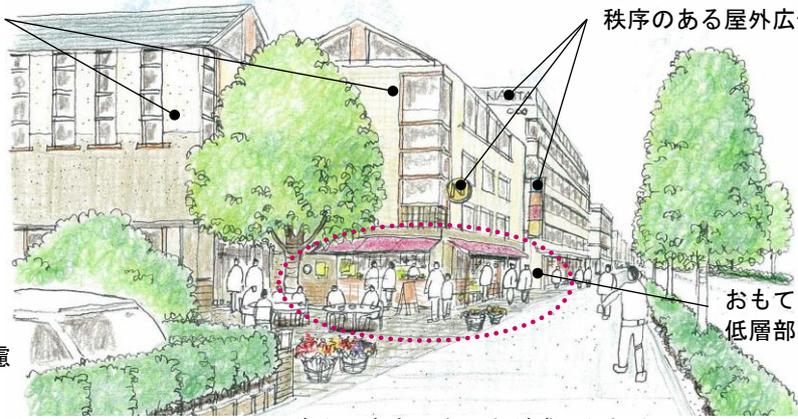
- にぎわいのある景観の形成を目指し、建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模、形態・意匠、色彩及び素材などに配慮します。
- おもてなしの心を大切にしたい道づくりと魅力ある街並みの表情づくりに努めます。

②景観形成のイメージ



良好な街並み景観の
形成を先導する形
態・意匠、色彩等

魅力ある景観の形成に配慮した
秩序のある屋外広告物



安心・安全で楽しさが感じられる
歩行者空間の確保



おもてなしの表情づくり



周辺緑化や広告物の集約などの配慮



おもてなしの心

(4) 工業地景観ゾーン

① 形成方針

- 周辺の環境と調和した建築物や工作物の配置・規模、形態・意匠及び色彩などに配慮し、まとまりのある景観の形成を図ります。
- 周辺環境に配慮した緑の配置により、緑豊かな景観の形成を図ります。塀や柵、擁壁を設置する場合は、圧迫感を与えないよう配慮します。

② 景観形成のイメージ

まとまりが感じられる景観の形成

塀や柵、擁壁等の圧迫感を与えない工夫

背景の緑への眺めに配慮した配置・規模

緑と調和する形態・意匠、色彩等



道路際の緑化やオープンスペースの確保



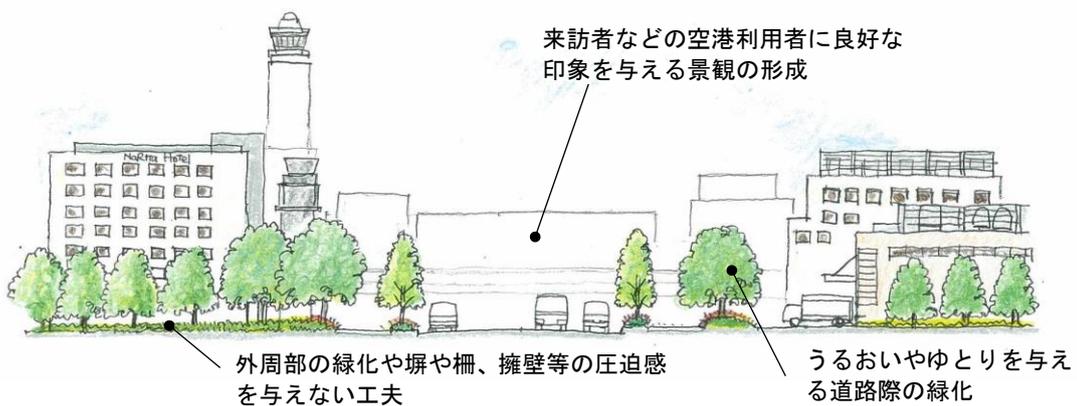
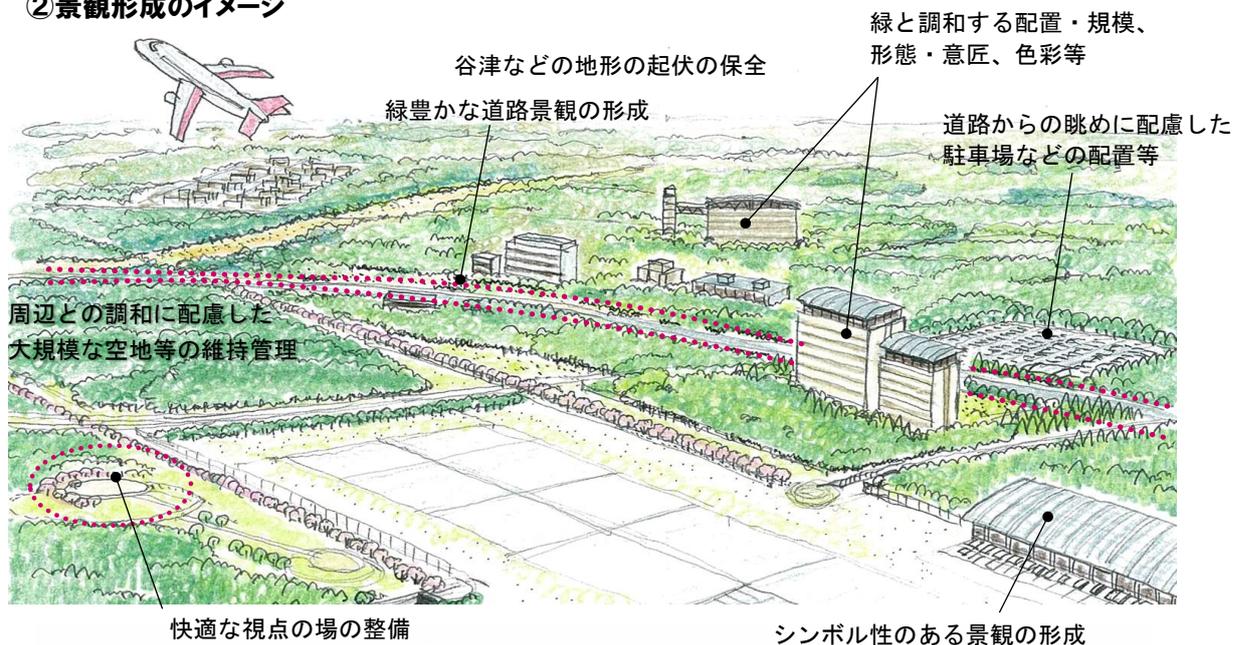
緑化により修景された工業団地

(5) 成田国際空港周辺景観ゾーン

①形成方針

- 空港施設や航空機を眺めることができる快適な視点の確保と場の整備に努めます。
- 周辺の緑と調和する建築物や工作物の配置・規模、形態・意匠及び色彩などに配慮し、まとまりのある景観の形成を図ります。
- 屋外広告物については、形態・意匠、色彩に配慮し、わかりやすい沿道景観の形成を図ります。
- 大規模な建築を行う場合は、航空機からの眺めに配慮します。
- 大規模な空地や未利用地等では、周辺との調和に配慮した適正な維持管理に努めます。
- 成田国際空港では、空港利用者に成田のまちの良好な印象を与える景観の形成を図ります。

②景観形成のイメージ



空からの成田国際空港



離陸する航空機(さくらの山)

(6) 歴史景観拠点

① 形成方針

- 成田の歴史や文化を感じさせる街並み景観を形成し、歴史・文化的資源と調和するよう建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模、形態・意匠、色彩及び素材などに配慮します。
- おもてなしの心を大切にしたい道づくりと魅力ある街並みの表情づくりに努めます。
- 歴史・文化的資源や慣習行事を含めた地域の伝統を活かした景観の形成を図ります。
- 視対象となる景観資源のある場合には、良好な眺めに配慮した景観の形成を図ります。

② 景観形成のイメージ

成田の歴史や文化を感じさせる形態・意匠

新勝寺大塔への眺めに配慮した配置・規模



おもてなしの心を大切にしたい
魅力ある表情づくり

気持ちよく安心して歩ける道づくり



歴史や文化を感じさせる参道



麻賀多神社



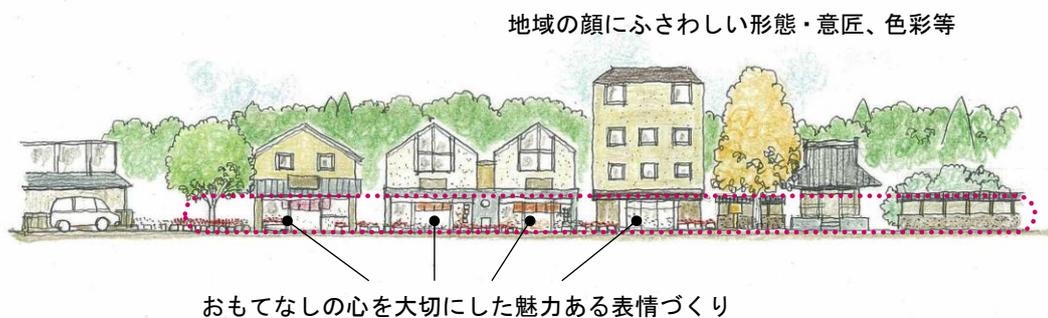
街並みの表情づくり

(7) 駅周辺景観拠点

① 形成方針

- 建築物や工作物、屋外広告物について、配置・規模、形態・意匠及び色彩などに配慮し、地域の顔にふさわしい表情のある景観の形成を図ります。
- 成田市の玄関口となる成田駅の周辺では、成田山新勝寺表参道へのつながりを意識し、おもてなしの心を大切にした道づくりと魅力ある街並みの表情づくりに努めます。

② 景観形成のイメージ

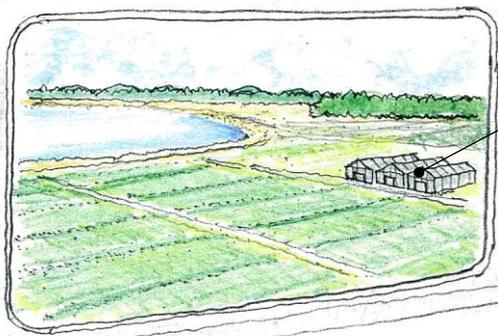
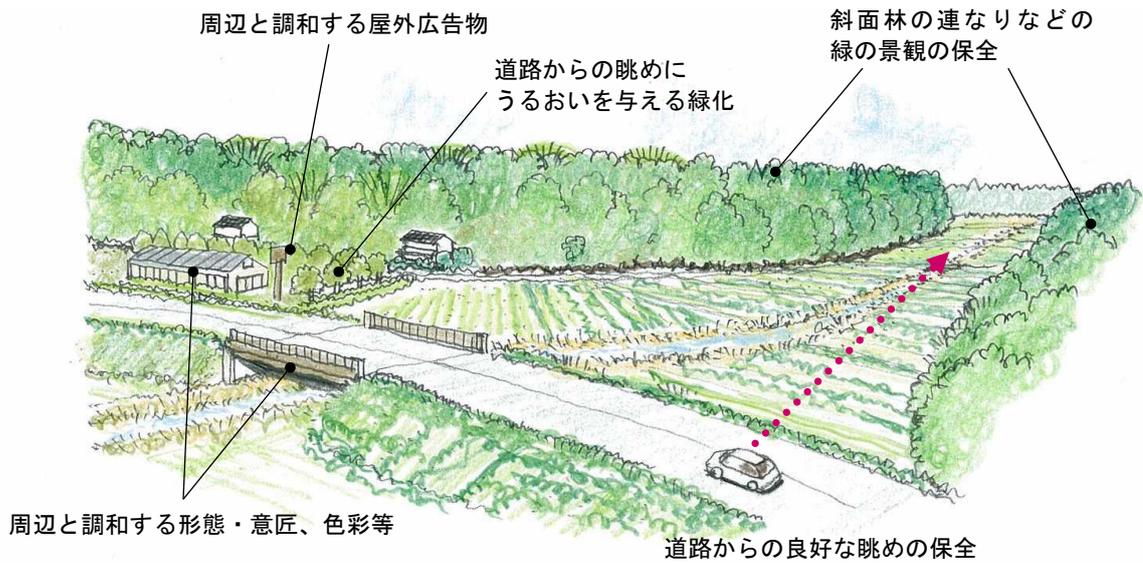


(8) 沿道沿線景観軸

① 形成方針

- 景観軸となる道路、鉄道などの周辺では、街並みや自然環境に調和するよう建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模、形態・意匠及び色彩などに配慮します。
- 構造物などの施設や占用工作物は、周辺の街並みや自然環境と調和した形態・意匠や色彩に配慮します。
- 道路や鉄道が良好な視点となる場合は、視点の場としての整備や管理に努めます。

② 景観形成のイメージ



鉄道の車窓からの眺めに配慮した配置・規模、色彩等

視点の移動に伴い変化していく景観



車窓からの眺め



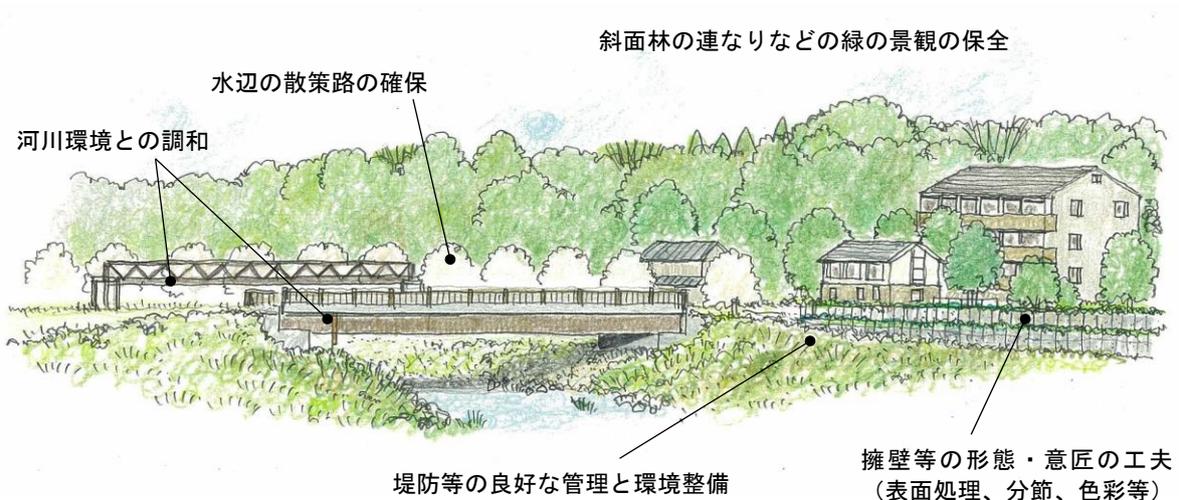
道路空間の整備

(9) 河川景観軸(利根川・根木名川・大須賀川等)

①形成方針

- 構造物などの施設や占用工作物は、河川周辺の環境と調和した景観の形成を図ります。
- 河川堤防が良好な視点となる場合は、散策路などの確保や、うるおいを感じられる良好な河川の管理と環境整備に努めます。

②景観形成のイメージ



利根川堤防からの眺め



桜と取香川



橋梁と根木名川

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号)

1. 考え方

良好な景観は、市民共有のかけがえのない財産です。良好な景観の保全・育成・創出を図っていくためには、市民がその重要性を深く理解し、景観形成の基本目標や基本方針に基づき、建築物の建築などの景観形成に関わるすべての行為について、景観に配慮することが求められます。このため、市民、事業者、行政が共有する配慮事項として景観形成基準を定めます。また、景観の形成に大きな影響を与える一定規模の行為に対しては、届出を義務付けます。

建築物の建築などすべての行為：景観形成の基本目標、基本方針及び景観形成基準に基づき良好な景観の形成に配慮する

一定規模の行為：景観計画、景観条例に基づき届出を行う
(届出対象行為)

2. 届出対象行為 (景観法第16条第1項)

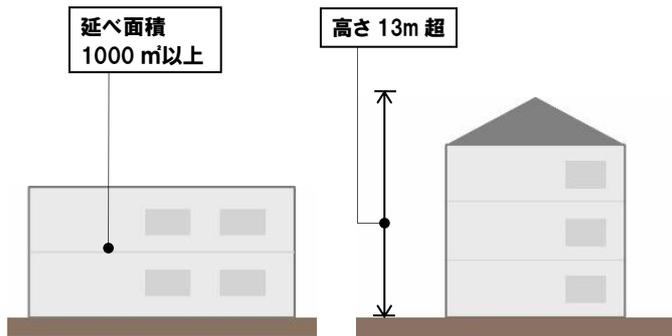
届出対象行為は、次のとおりとします。

届出対象行為

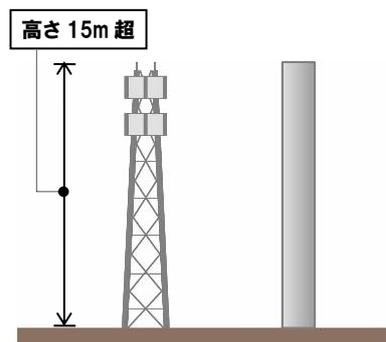
届出対象行為	届出対象規模 (景観形成重点地区を除く)
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 13mを超えるもの 又は延べ面積が 1,000 m ² 以上のもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、煙突、装飾塔、記念塔、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設その他これに類するもの 高さが 15mを超えるもの
	擁壁、塀、柵その他これに類するもの 高さが 2mを超えるもの かつ延長が 30mを超えるもの
	地上に設置する太陽光発電設備 ※1 モジュール面積の合計が 1,000 m ² 以上のもの
開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定するもの)	区域面積が 1,000 m ² 以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積が 1,000 m ² 以上のもの
木竹の植栽又は伐採	市街化区域 伐採又は植栽に係る区域面積が 500 m ² 以上のもの
	その他 伐採又は植栽に係る区域面積が 1,000 m ² 以上のもの

※1 一団の土地に設置されるものとし、建築物の屋上又は屋根に設置する場合は建築物に係る行為とする。

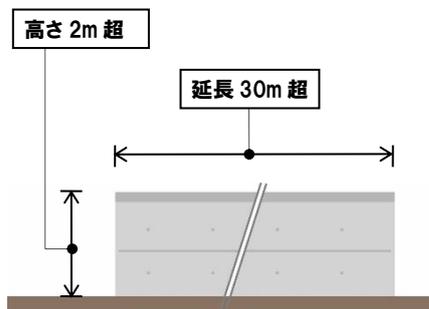
■建築物



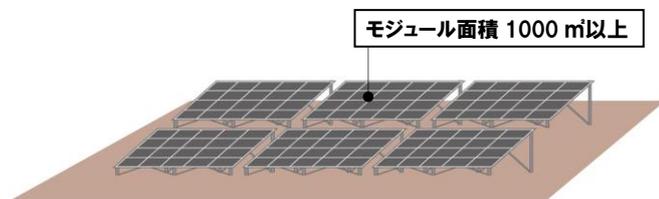
■工作物（鉄塔等）



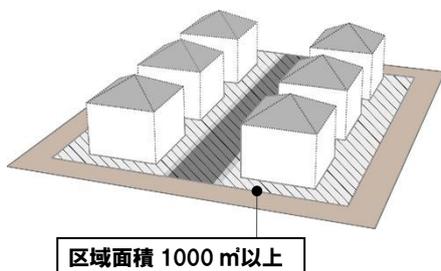
■工作物（擁壁等）



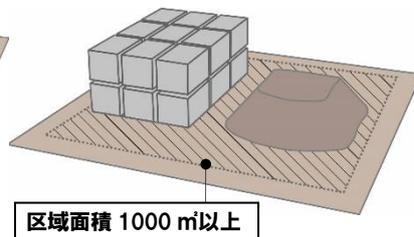
■工作物（地上に設置する太陽光発電設備）



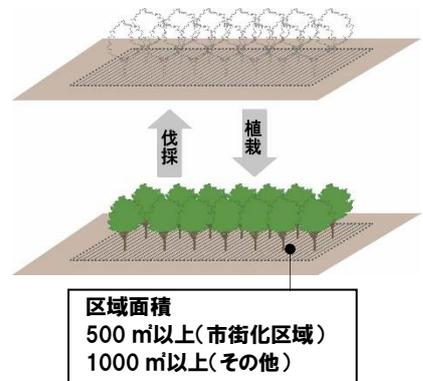
■開発行為



■屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積



■木竹の植栽又は伐採



3. 景観形成基準（景観法第16条第3項又は景観法第17条第1項）

景観形成基準は、景観形成に関わるすべての行為に対する配慮事項をまとめたものです。景観計画区域全域に共通する共通基準と、各景観ゾーン、景観拠点、景観軸に対応した個別基準、また、景観形成重点地区については、独自の景観形成基準を定め、併せて運用していくものとします。

共通基準 景観計画区域全域で共通の基準

個別基準 該当する場合の基準

景観ゾーン・景観拠点・景観軸		運用上の区域
景観ゾーン	里地景観ゾーン	市街化調整区域・用途地域指定されていない都市計画区域
	住宅市街地景観ゾーン	住居系用途地域（一部工業系用途地域）
	商業地景観ゾーン	商業系用途地域
	工業地景観ゾーン	工業系用途地域（工業団地）
	成田国際空港周辺景観ゾーン	成田国際空港の区域と周辺
景観拠点	歴史景観拠点	歴史・文化資源周辺の区域
	駅周辺景観拠点	駅周辺の区域
景観軸	沿道沿線景観軸	幹線道路及び軌道敷から両側25m以内の区域
	河川景観軸	河川区域



景観形成重点地区 基準

景観形成重点地区の場合の基準

(1) 建築物の建築等

景観形成基準

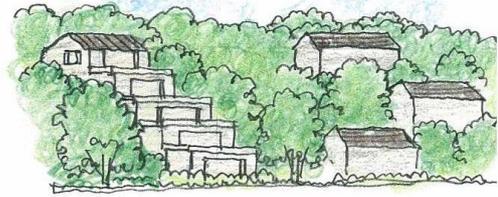
■配置・規模

- 計画地周辺の樹林等の緑や建築物との連続性が感じられる配置・規模とする。
- 現況の地形や既存の樹林等を活かした配置とし、大規模な地形の改変を控える。
- 大規模な施設は、周辺景観に配慮し、地域の景観構造を変えない配置とする。
- 長大な擁壁・法面を生じない造成や緑化等により、周辺になじむよう工夫する。

緑のつながりに配慮する



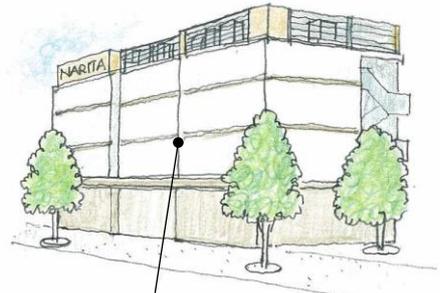
既存樹木を活かし建築物を
背後に配置する



長大な法面や擁壁を生じず、地形になじませた
配置や分散させた配置とする

■形態・意匠

- 外壁面は、長大とならないよう壁面を分割・分節するなど工夫する。
- 屋外階段、建築物に付帯する設備類は、建築物本体との一体的な形態・意匠となるよう工夫する。
- 光沢のある素材や反射する素材などの著しく突出する素材の使用を控える。
- 外壁または屋根の色彩は、色彩基準の一覧表（P45・46）の範囲内とする。



外壁面は、長大とならないよう
壁面を分割・分節する

共通基準

■外構、付属施設等

- 敷地の道路際は、周辺となじむよう緑化を工夫する。
- 駐車場・ゴミ置き場等の付属施設は、景観の向上に資するよう、周辺と調和する配置や緑化、遮へい措置等を工夫する。
- 擁壁、塀、柵等を設置する場合は、工作物の基準（P37・38）に準ずる。



道路際の擁壁の形状や
表面処理等を工夫する

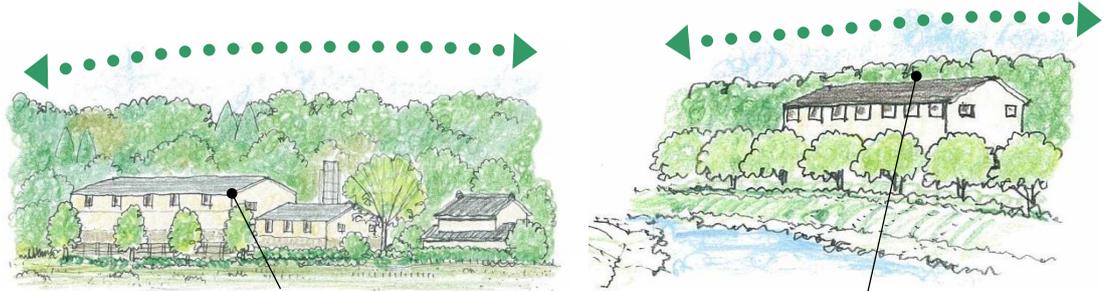


駐車場の周囲を緑化する

里地景観ゾーン

- 高さ 13mを超える建築物は、地域の自然構造を踏まえ、背景となる斜面林等の周辺の樹林の高さからできる限り突出しない配置・規模とする。
- 造成により既存の樹林等を伐採する場合は、周辺の緑の景観を断ち切らないようにする。

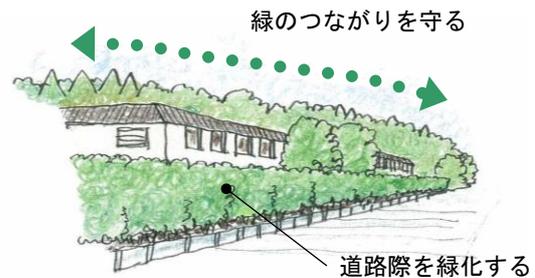
背景となる斜面林等の樹林の高さから突出しない高さとし、緑のつながりを守る



周辺の緑の景観を大きく遮らない配置・規模とする

既存の樹林等を伐採した場合でも、周辺の緑の景観を断ち切らないようにする

- 敷地の道路側は、周辺の樹林等の緑の連続性を維持するよう生垣等により緑化を図る。



緑のつながりを守る

道路際を緑化する

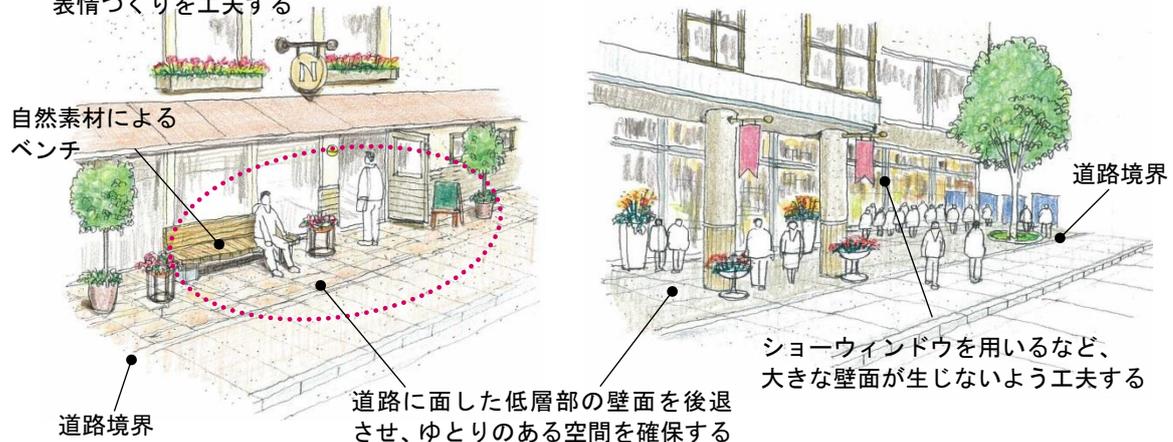
個別基準

商業地景観ゾーン・駅周辺景観拠点

- 道路に面した1・2階の低層部分は、壁面の位置の後退等により、ゆとりのある空間を確保するとともに、大きな壁面が生じないよう工夫する。
- 自然素材を活用したり、多くの人々が目にする出入口周辺では花壇やプランター、ベンチ等を配置するなど、おもてなしの表情づくりを工夫する。

敷地内の空間を魅力的にし、おもてなしの表情づくりを工夫する

にぎわいのある表情や楽しさを演出する



自然素材によるベンチ

道路境界

道路に面した低層部の壁面を後退させ、ゆとりのある空間を確保する

ショーウィンドウを用いるなど、大きな壁面が生じないよう工夫する

道路境界

景観形成基準

歴史景観拠点

- 地域の特徴を創出する建築形態、素材及び色彩を積極的に取り入れるなど、伝統を感じさせる工夫をし、歴史・文化的資源との調和を図る。

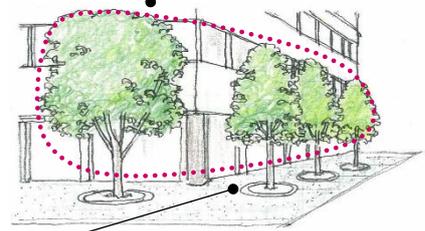
伝統的な屋根の形状、壁の素材、色彩等を取り入れ、歴史・文化的資源との調和を図る



沿道沿線景観軸

- 道路沿いは、壁面の後退等により、ゆとりのある空間や緑化スペース等を確保する。

沿道の景観にうらおいを与える緑化を工夫する



ゆとりのある空間を確保する

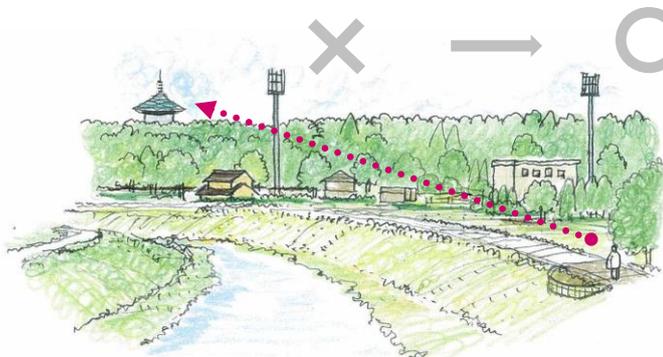
(2) 工作物の建設等

① 鉄塔、製造施設等

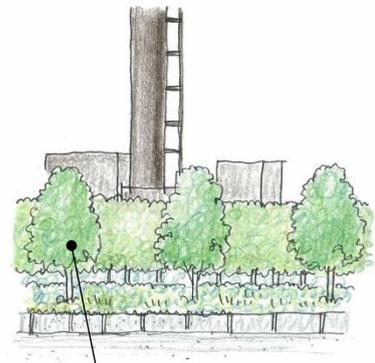
景観形成基準

- 地域の特徴ある良好な景観が得られる視点では、そこからの眺めをできる限り阻害しない配置・規模とする。
- 大規模な工作物は、周辺の景観に配慮し、地域の景観構造を変えない配置とする。
- 長大な擁壁・法面を生じないように、造成形態や緑化等を工夫する。
- 圧迫感や違和感を与えない形態・意匠とする。
- 工作物の周囲や敷地の周囲は、周辺の緑との連続性を工夫する。
- 色彩は、色彩基準の一覧表（P45・46）の範囲内とする。

共通基準



地域の特徴ある良好な景観が得られる
視点からの眺めを阻害しない配置とする

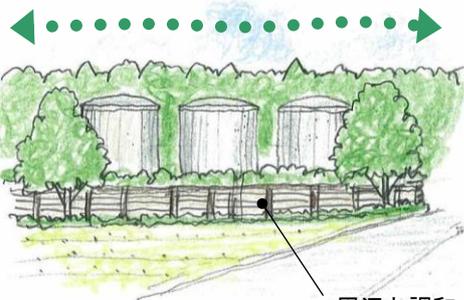


工作物の周囲を緑化する

里地景観ゾーン

- 斜面林等の樹林とのつながりを阻害しない配置・規模とする。
- 造成により既存の樹林等を伐採する場合は、周辺の緑の景観を大きく遮らない配置・規模とする。

背景となる斜面林等の樹林の高さから突出しない
高さとし、緑のつながりを守る



周辺と調和する色彩とする

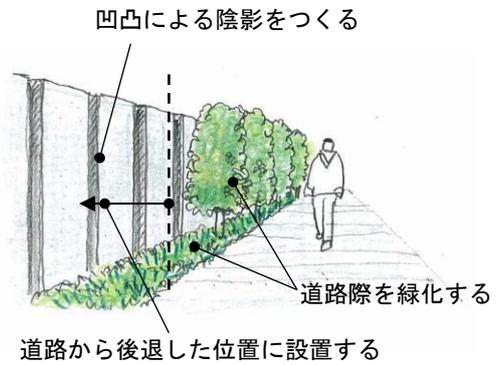
個別基準

②擁壁、塀、柵等

景観形成基準

共通基準

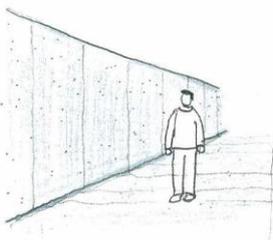
- 圧迫感を与えないように、道路からできる限り後退した位置に設置するなどの工夫を行う。
- 表情をつけるため、面を分割したり、テクスチャー（凹凸による陰影）をつけるなどの表面処理を行う。
- 周辺となじませるために、緑化を工夫する。
- 工作物の色彩は、色彩基準の一覧表（P45・46）の範囲内とする。



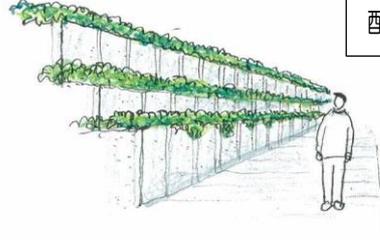
垂直の擁壁を避ける

分節して緑と組み合わせる

配慮されていない状態

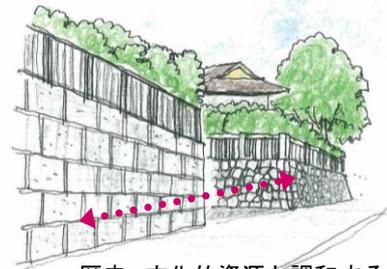


配慮された状態



里地景観ゾーン・歴史景観拠点

- 自然素材や、地域に古くから使われてきた形態・意匠、素材及び色彩を取り入れ、歴史・文化的資源や周辺との調和を図る。

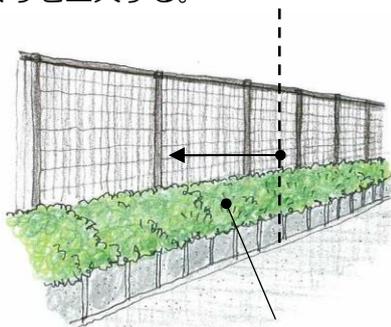


歴史・文化的資源と調和する形態・意匠、素材及び色彩とする

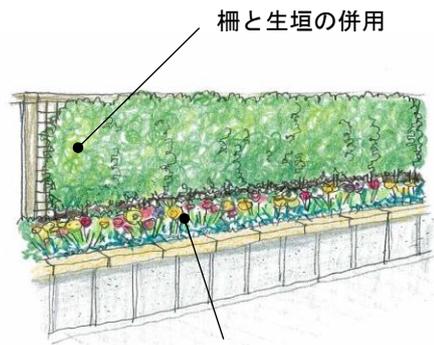
住宅市街地景観ゾーン・商業地景観ゾーン・沿道沿線景観軸・駅周辺景観拠点

- 設置位置の後退等により、歩行者に圧迫感を与えない工夫をする。
- 花壇や生垣の併用など、植栽を有効利用することで、おもてなしやうるおいを感じさせる表情づくりを工夫する。

個別基準



柵の設置位置を後退させる



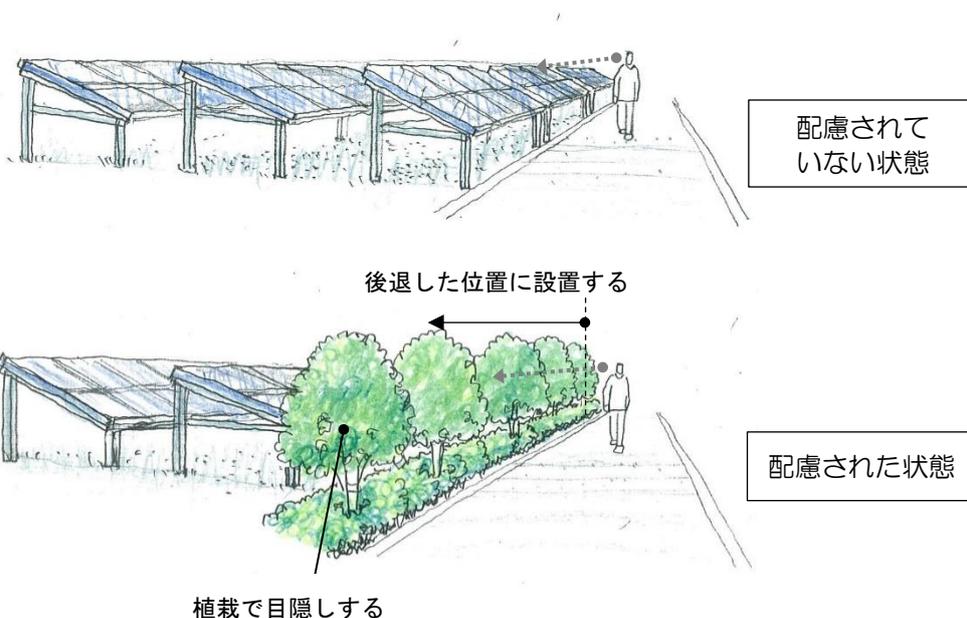
花壇をつくり、おもてなしを感じさせる表情をつくる

③地上に設置する太陽光発電設備

景観形成基準

共通基準

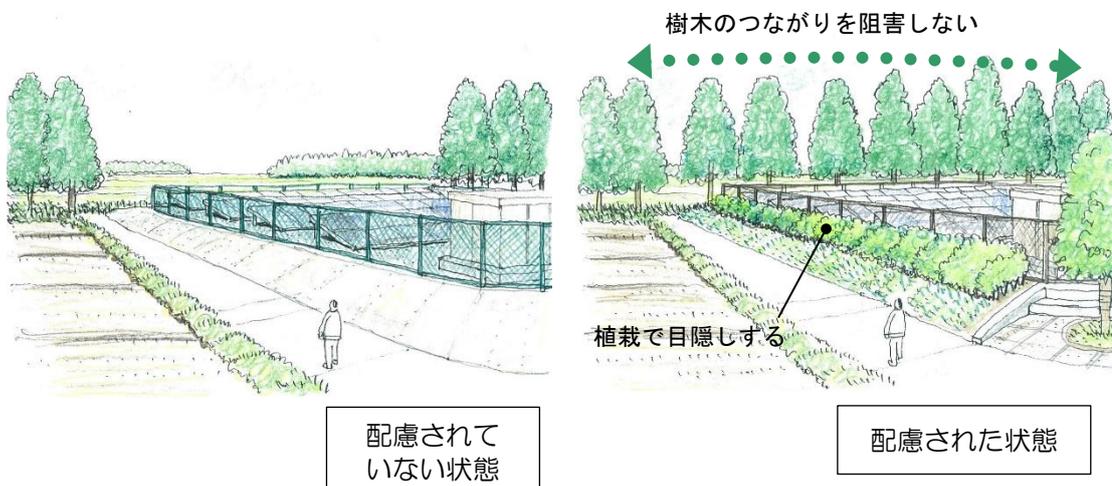
- 地域の特徴のある良好な景観が得られる視点では、そこからの眺めをできる限り阻害しない配置・規模とする。
- 圧迫感を与えないように、道路からできる限り後退した位置に設置するなどの工夫を行う。
- 道路側は、周辺となじむよう緑化を工夫する。
- 太陽光発電設備のパネルは、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩を採用し、周囲の景観との調和を図るよう努める。



里地景観ゾーン

- 太陽光発電設備の設置に伴い樹林等を伐採する場合は、周辺の緑の景観を断ち切らないようにする。
- 斜面林等の樹木とのつながりを阻害しない配置・規模とする。

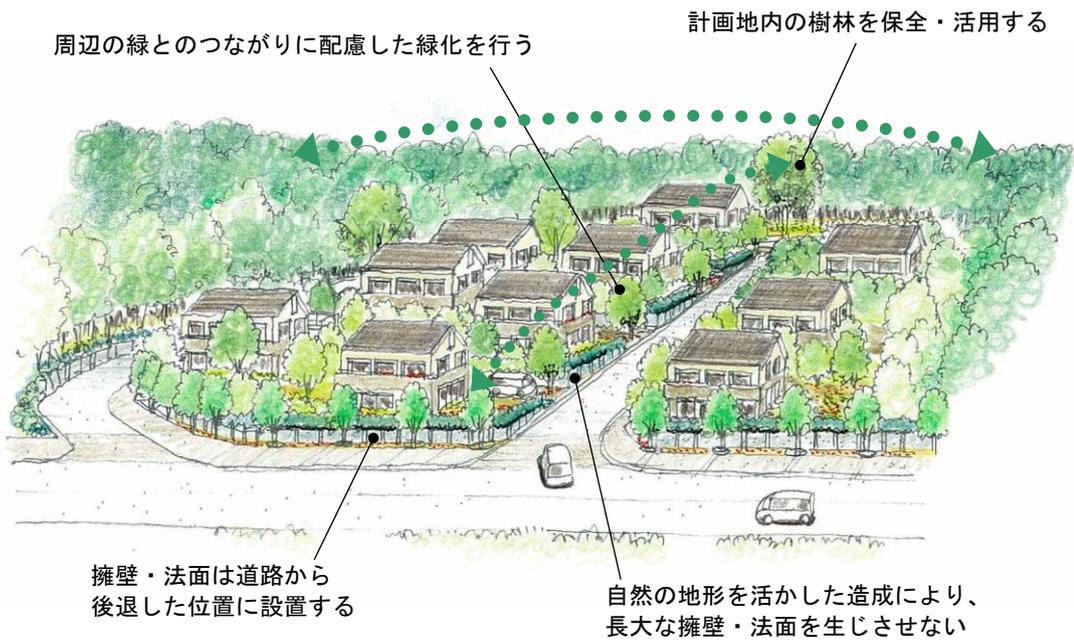
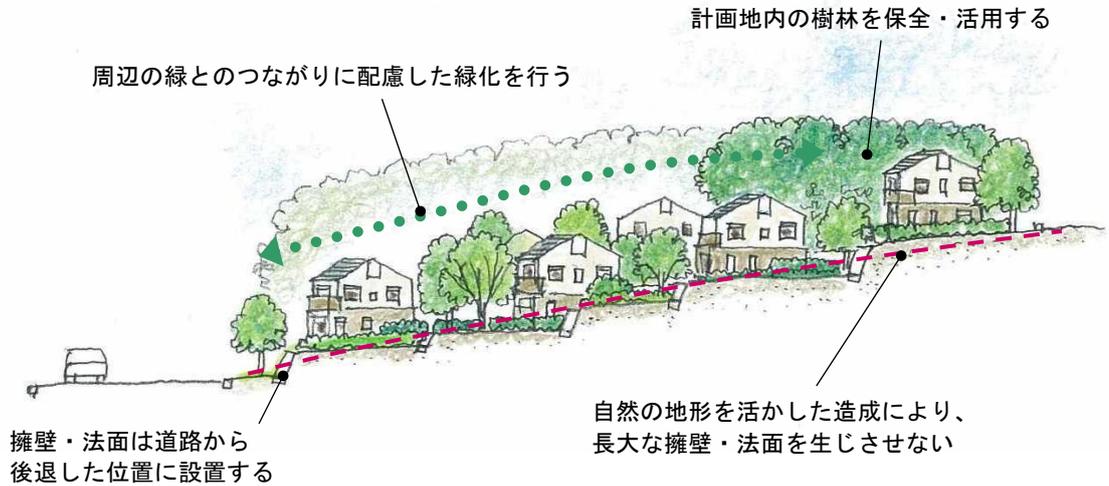
個別基準



(3) 開発行為

景観形成基準

- 景観に配慮し、地域の景観構造を変えない造成計画とする。



(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準	
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> • 堆積にあたっては、整然と行い、高さは低く抑える。 • 出入口は、数・幅員を必要最小限に抑える。 • 周辺の景観に違和感を与えない壁等を設置したり、周囲の緑化を行う。

(5) 木竹の植栽又は伐採

景観形成基準	
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> • 伐採の規模は、必要最小限に抑える。 • 周辺と一体となって良好な景観を形成している樹木・樹林等は、保全・活用を図る。 • 植栽は、周辺の緑とのつながりに配慮した樹種、配置とする。
個別基準	<p>里地景観ゾーン・成田国際空港景観周辺ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> • 斜面林等のスカイラインを形成する樹木・樹林等の伐採は控える。 • 飛行機からの眺めに配慮し、谷津の景観を形成する樹林の伐採は控える。

4. 色彩基準

(1) 目的

色彩は、景観を構成する重要な要素です。景観が大きく損なわれることのないよう、地域の特徴に配慮した基準を定めます。

また、詳細な事項は、色彩景観形成ガイドラインに基づき、誘導を図るものとします。

(2) 基本方針

- 里地や住宅市街地などでは、周辺と調和した落ち着いた落ち着きのある（穏やかな）色彩に配慮する。
- 商業地では、街並みに調和したにぎわいのある（はなやかな）色彩に配慮する。
- 壁面などの色彩の面積規模は、それぞれの大きさと色調の強さを考えたものとする。
- 建築物等の基調となる色彩とアクセントとして用いる色彩の構成は、周囲の環境（景観）に配慮したものとする。

【参考】色彩について

色を表す体系を「表色系」と言います。ここでは日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いるものとします。

マンセル表色系は、色を有彩色と無彩色に分け、有彩色を「色相」、「明度」、「彩度」で表わし、無彩色は「明度」で表します。これにより色彩を記号、数値で示すことができます。

①色相

色相は「色合い」のことで、赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）の10色相（図1）をさらに10分割して数値で表したものです。

②明度（明るさ）

明度は色の「明るさの度合い」を数値で表したもので、明るくなるにつれて数値が大きくなります（図2の縦軸）。

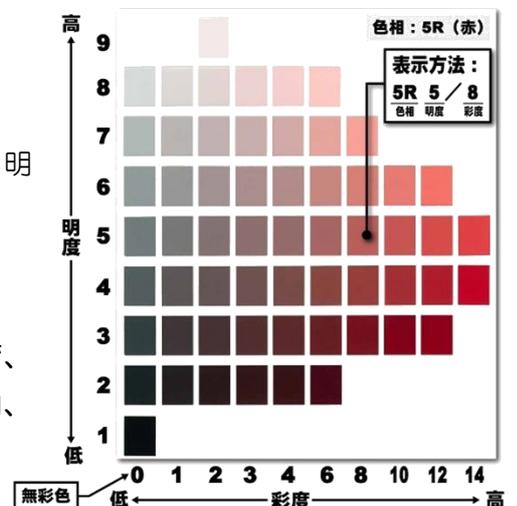
③彩度（鮮やかさ）

彩度は色の「鮮やかさの度合い」を数値で表したもので、鮮やかになるにつれて数値が大きくなります。無彩色（白、灰、黒）は彩度が0となります（図2の横軸）。

図1：マンセル色相環



図2：5Rの分布（1断面を示す）



(3) 景観形成方針を踏まえた各景観ゾーンの色彩の考え方

①里地景観ゾーン

- やすらぎのある里地景観の保全を目指します。色彩は、斜面林や水辺などの緑との調和と、地域の伝統色への調和に配慮します。



②住宅市街地景観ゾーン

- 快適でゆとりのある街並みの景観の形成を目指します。色彩は、緑を活用しながら周辺住居と調和するよう配慮します。



③商業地景観ゾーン

- にぎわいとおもてなしの心を大切にした景観の形成を目指します。色彩は、楽しさや活気を感じられるよう配慮します。また、成田山新勝寺周辺の色彩は、地域の伝統に調和するよう配慮します。



④工業地景観ゾーン

- 周辺的环境と調和した景観の形成を目指します。色彩は、ゆとりや緑の豊かさを感じられるよう配慮します。



⑤成田国際空港周辺景観ゾーン

- 空港をとりまく特徴のある景観の形成を目指します。色彩は、周辺の緑と調和するよう配慮します。また、成田を訪れる人に良好な印象が与えられるように、風土にふさわしい色彩に配慮します。



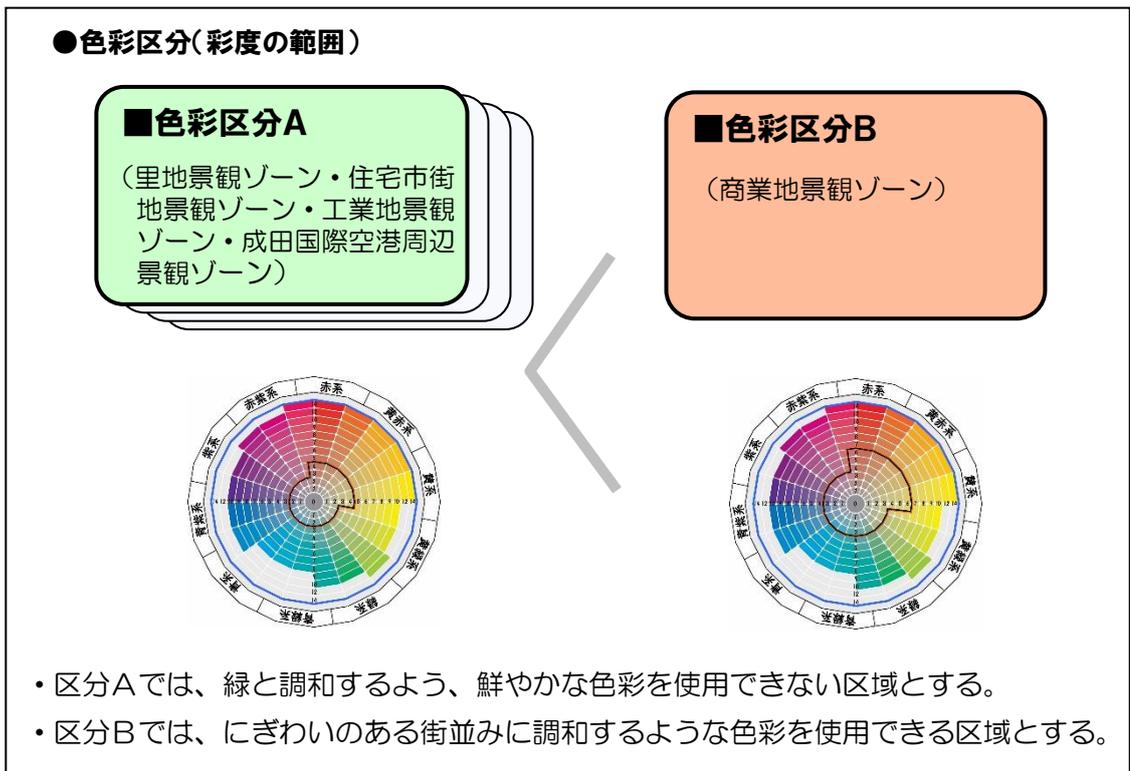
(4) 景観ゾーンの違いによる色彩の考え方

① 色彩区分

各景観ゾーンの特徴から、色彩区分の考えを整理します。

- ・ 里地景観ゾーン、住宅市街地景観ゾーン、工業地景観ゾーン、成田国際空港周辺景観ゾーン（以下、「色彩区分A」とする）は、緑と調和した落ち着いた落ち着きのある（穏やかな）色彩に配慮するよう示しています。
- ・ 商業地景観ゾーン（以下、「色彩区分B」とする）は、街並みに調和したにぎわいのある（はなやかな）色彩に配慮するよう示しています。

以上より、それぞれの景観ゾーンを色彩区分Aと色彩区分Bに分類します。

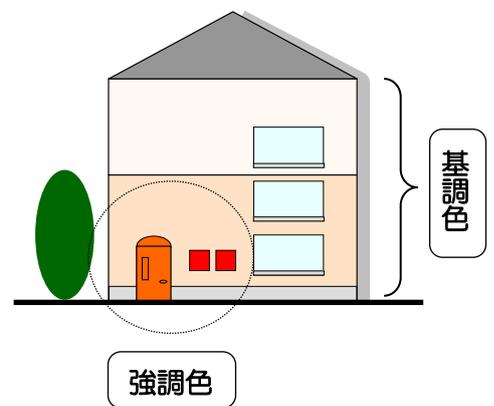


② 基調色・強調色

基調色とは、建築物の大部分を占める色彩のことをいいます。強調色とは、単調さを避けたり、造形的な工夫として建築物のデザインに取り入れるものです。

色彩区分ごとの基調色及び強調色の外壁・屋根の立面積に占める範囲は以下のとおりとします。

	基調色	強調色
色彩区分A	10分の9以上	10分の1以下に使用可
色彩区分B	5分の4以上	5分の1以下に使用可

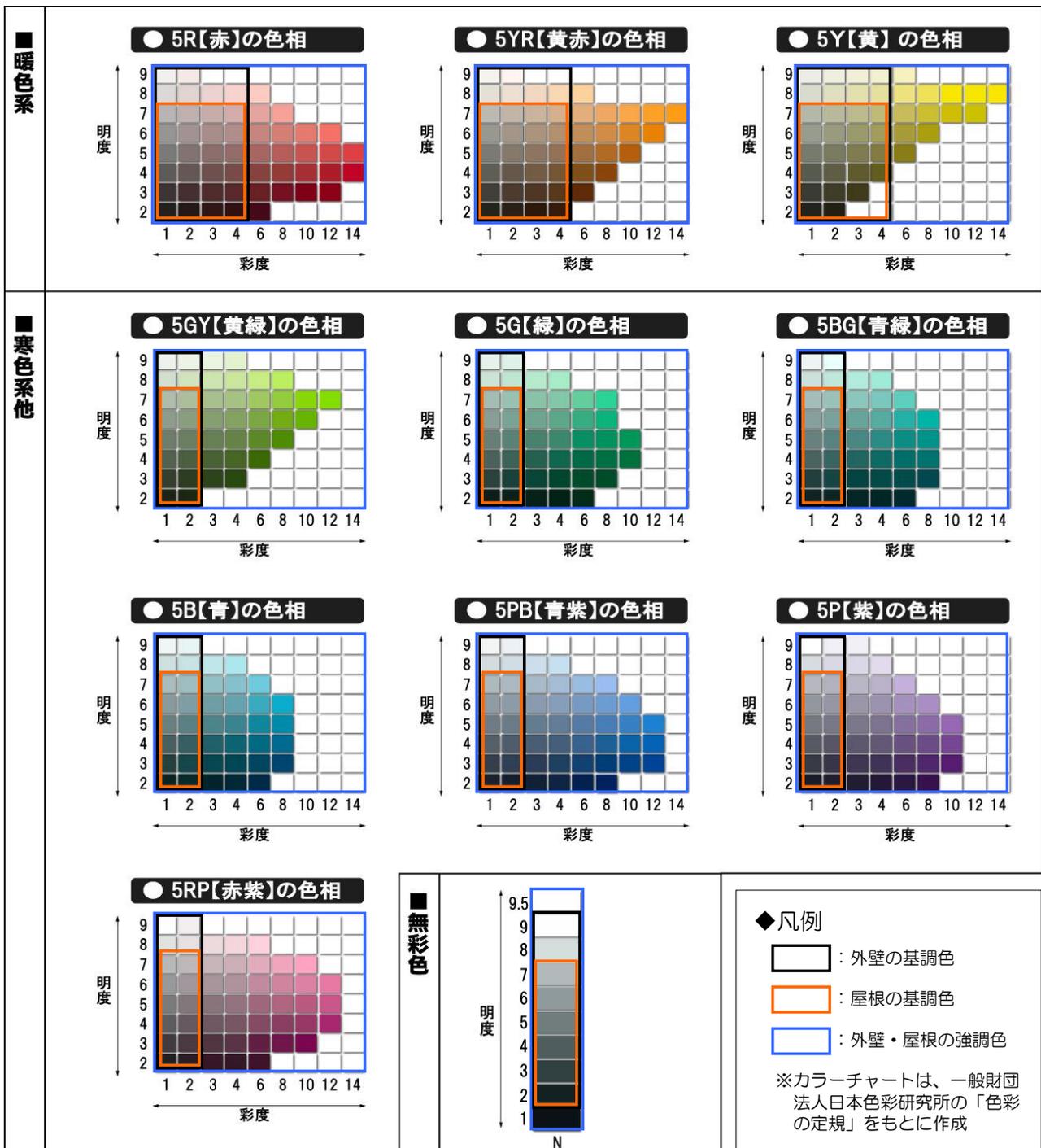


(5) 色彩基準の一覧表とその範囲図例

①色彩区分A(里地・住宅市街地・工業地・成田国際空港周辺景観ゾーン)の基準
(外壁と屋根面の使用可能な範囲)

色彩	部位	基調色 (9割以上)		強調色 (1割以下)	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R, YR, Y)	外壁	2~9以下	4以下	2~9以下	14以下
	屋根	2~7以下	4以下		
寒色系他 (GY, G, BG, B, PB, P, RP)	外壁	2~9以下	2以下	1~9.5以下	—
	屋根	2~7以下	2以下		
無彩色 (N)	外壁	2~9以下	—	1~9.5以下	—
	屋根	2~7以下	—		

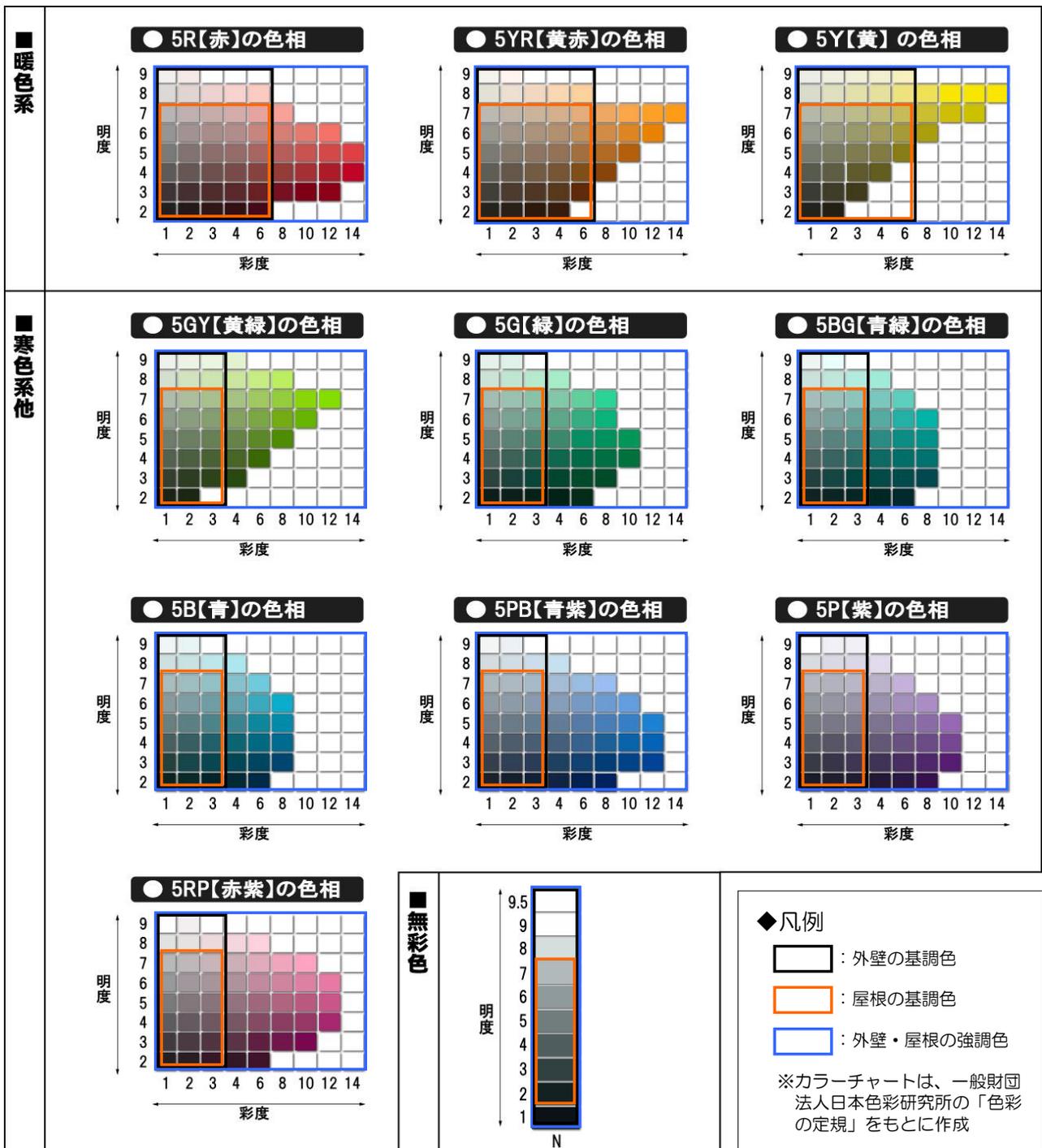
●一覧表内の数値の範囲を図示した例(有彩色の10色相)



②色彩区分B(商業地景観ゾーン(景観形成重点地区を除く))の基準
(外壁と屋根面の使用可能な範囲)

色彩	部位	基調色(8割以上)		強調色(2割以下)	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁	2~9以下	6以下	2~9以下	14以下
	屋根	2~7以下	6以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁	2~9以下	3以下	2~9以下	14以下
	屋根	2~7以下	3以下		
無彩色 (N)	外壁	1~9.5以下	—	1~9.5以下	—
	屋根	2~7以下	—		—

●一覧表内の数値の範囲を図示した例(有彩色の10色相)



(6) 色彩基準の適用除外

次に示す色彩は、色彩基準の適用除外とします。

- 安全性や文化財の保護など、他の法令等に定めのある場合の色彩
- 伝統的素材や自然素材、着色を施していないガラス等 →漆喰、和瓦、石材、木材
- 地域で親しまれ重要な景観資源となっている建築物等 →文化財、歴史的な寺社
- 特定の地区などにおいて、独自の色彩基準を定めた場合 →景観形成重点地区等
- その他、市長が定めた場合

5. 計画設計の手続き

良好な景観を誘導するためには、すべての行為者が景観計画の内容をよく理解し、配慮することが必要です。市は、市民や事業者に対し技術的情報提供を行うとともに、景観に大きな影響を与える可能性のある行為に対しては、早い段階で行為者と連携するものとします。

(1) 事前相談

建築物の建築などすべての行為を対象として、任意の事前相談を受け付けます。また、事前相談及び事前協議では、景観アドバイザーを置き、必要に応じて専門的見地から助言を行います。

(2) 事前協議

大規模な届出対象行為（大規模行為）は、成田市景観条例に基づく事前協議が必要です。事前協議は、届出の30日前までに開始するものとします。

(3) 大規模行為

大規模行為は、31 ページに掲げる建築物及び工作物に係るもの並びに開発行為のうち、次に示す規模のいずれかに該当するものとします。

- 高さが20mを超えるもの
- 延べ面積が3,000㎡以上のもの
- 区域面積が5,000㎡以上のもの

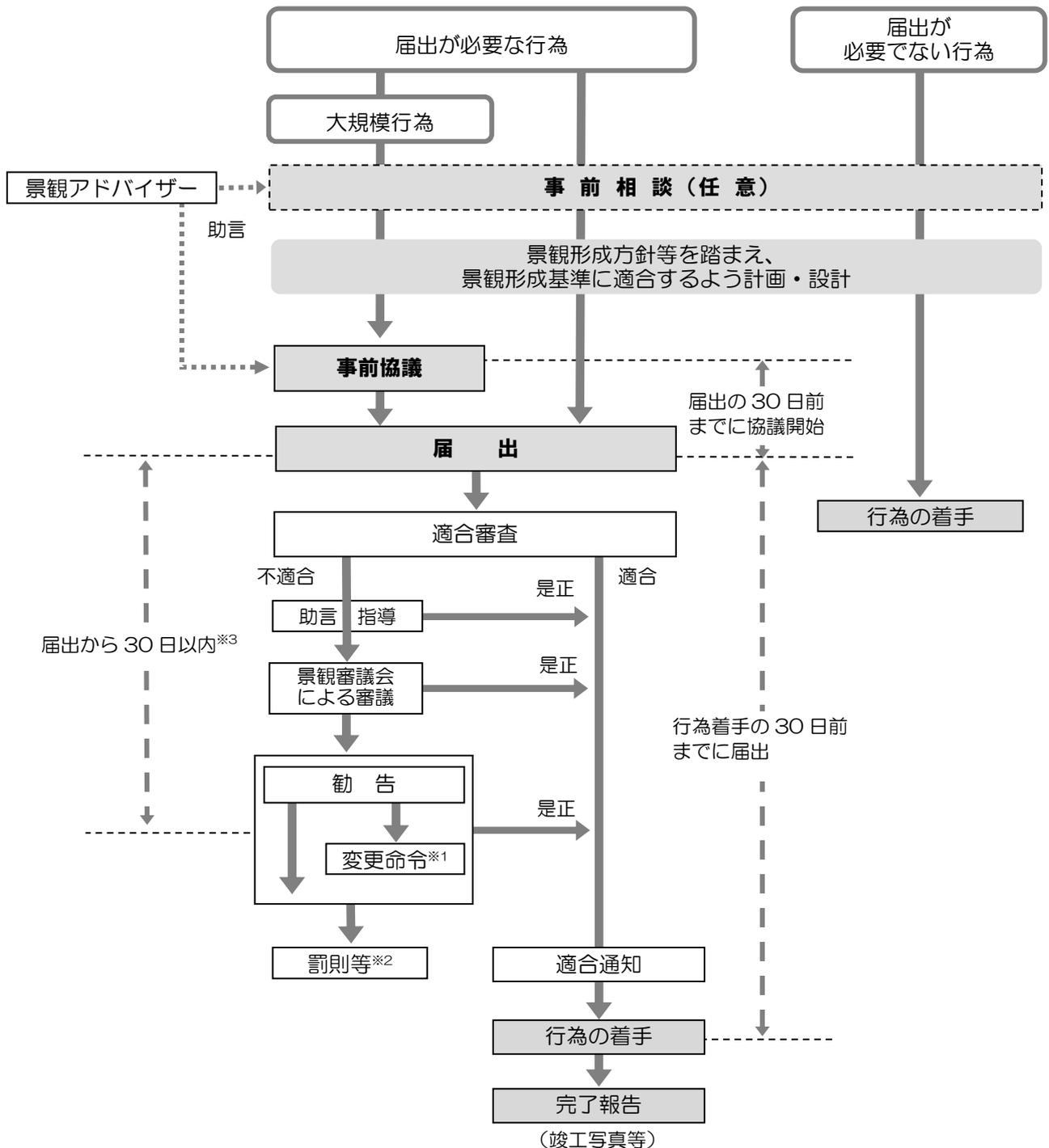
(4) 行為の届出

届出対象行為は、行為に着手する30日前までに届出が必要です。

(5) 適合審査

市において、届出された行為が景観形成方針及び景観形成基準に適合するか審査し、適合する場合は、行為者に対し適合通知を行います。

手続きの流れ



※1 変更命令は、形態意匠に関するものに行うことができます。

※2 罰則規定が適用される例は、届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、届出から30日を経過しないで行為に着手した場合、変更命令に違反した場合などが該当します。また、勧告に従わない場合は、成田市景観条例に基づき届出者の住所・氏名等を公表します。

※3 変更命令を行うときは、届出から最大90日まで命令を行う期間を延長することができます。

第5章 屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ)

1. 考え方

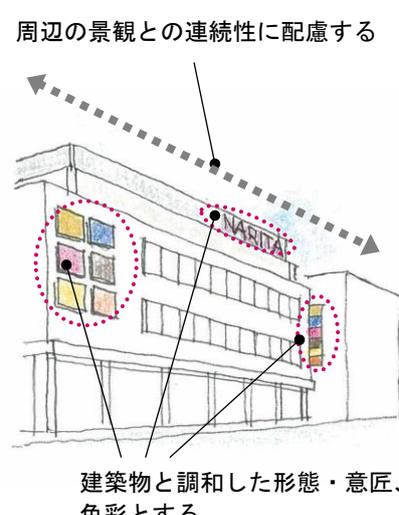
屋外広告物は、必要な情報を与える重要な要素です。しかしながら、規模や数が過大であったり、派手な色彩の広告物が氾濫していると、良好な景観が損なわれます。このため、周囲の景観に配慮した適切な屋外広告物の表示・掲出が望まれます。

2. 景観形成の誘導方針

屋外広告物は、千葉県屋外広告物条例に基づき規制するほか、商業地景観ゾーン、駅周辺景観拠点、沿道沿線景観軸として位置づけた区域については、以下の景観形成の誘導方針に基づくものとしします。

景観形成の誘導方針	
<p>共通方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 良好な沿道沿線景観を形成するよう、歩行者や車窓からの見え方に配慮し、景観を阻害しない配置、規模とする。 • 屋外広告物の数や面積は、必要最小限に抑制するとともに、複数の広告物については、集約化・集合化を行う。 • 屋外広告物の色彩は、秩序のある景観を形成するよう周辺と調和したものとする（蛍光塗料・発光塗料は使用しない。） • 照明を伴う広告は、光源の種類、位置、照明方法などを工夫し、過剰な光の散乱を防止する。 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">配慮されていない状態</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">配慮された状態</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>緑のつながりを分断しない配置・規模とする</p> <p>周辺と調和した形態・意匠、色彩とする</p> </div> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">配慮されていない状態</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">配慮された状態</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>周辺と調和した形態・意匠、色彩とする</p> <p>複数の広告物は集約化・集合化する</p> </div> </div>

景観形成の誘導方針

種類別 方針	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の景観との連続性や建築物本体との調和に配慮した規模、形態・意匠、色彩とする。 	
	壁面利用 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の壁面との調和に配慮した形態・意匠、色彩とする。 ● 窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置してはならない。 	
	突き出し 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物本体との調和に配慮した形態・意匠、色彩とする。 	
	独立広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模なものや高いものは避け、周辺の景観との連続性に配慮した規模、形態・意匠、色彩とする。 ● 屋外広告物を掲出する支柱等の色彩は、秩序のある景観を形成するよう落ち着いたものとする。 	

第6章 景観に配慮した公共施設の整備等の考え方

1. 施設別景観形成の方針

公共施設は、景観形成において先導的な役割を果たす必要があります。このため、公共施設（道路・橋梁・公園・河川・公共建築物等）の整備及び維持管理等にあたっては、次の方針に基づき、景観に配慮していくものとします。

また、詳細な事項は、公共施設景観形成ガイドラインに基づき、誘導を図るものとします。

道路の景観形成の方針

景観形成の方針
① 周辺の景観に与える影響を抑えるため、地形の改変は最小限とする。
② 擁壁や法面は、周辺の景観に配慮し、圧迫感や違和感を与えないよう努める。
③ 市街地では、歩行者が魅力を感じられるよう工夫する。
④ 道路が良好な視点となる場合は、景観への影響を最小限に抑えるよう、道路構造物、占用工 作物の配置、形態・意匠及び色彩を工夫する。

橋梁等の景観形成の方針

景観形成の方針
① 橋梁、水管橋、送水管の形態・意匠及び色彩は、周辺の景観に配慮し、圧迫感や違和感を与えないように努める。

公園緑地の景観形成の方針

景観形成の方針
① 敷地の周囲は、良好な緑の景観を形成するよう努める。
② 公園から良好な景観が得られる場合は、視点の場を快適な空間として整備に努める。

河川の景観形成の方針

景観形成の方針
① 河川構造物等は、周辺の自然景観と調和する形態・意匠及び色彩とする。
② 河川が良好な視点となる場合は、視点の場を快適な空間として整備し、適切な管理に努める。

公共建築物の景観形成の方針

景観形成の方針
① 景観形成基準（P34～36）を遵守する。

2. 公共施設に関する協議等の考え方

良好な景観の形成を図るために、すべての公共施設については景観形成方針、公共施設の方針を遵守するものとします。

また、景観に大きく影響を与える一定規模以上の施設については、協議を行うものとし、届出対象行為に該当する公共施設については、景観法第16条第5項に基づき、通知を行うものとします。

協議対象とする公共施設

施設	景観形成方針 (ゾーン・軸・拠点)	公共施設の方針 (施設別)	協議を行う公共施設
道路	すべての施設 について遵守	すべての施設 について遵守	良好な景観や、改善・保全すべき景観のある区間を有する道路
橋梁等			橋長70m以上の橋梁
公園緑地			面積2,500m ² 以上の公園緑地
河川			<ul style="list-style-type: none"> ● 一級河川（県・国） ● 準用河川
公共建築物			届出対象行為に該当する規模の建築物

※景観重要公共施設については、規模に関わらず協議対象とします。

3. 景観重要公共施設の整備等に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ・ハ）

景観重要公共施設は、景観形成上重要な公共施設を位置づけ、整備や占用許可の基準を定めて誘導することによって良好な景観の形成を図ろうとするものです。

本市では、道路、都市公園、河川等の公共施設のうち、今後、良好な景観の形成に大きく寄与することが期待できる施設について、景観重要公共施設として定めるものとします。

本計画で定める景観重要公共施設及び整備に関する事項は、以下のとおりとします。

景観重要公共施設	整備に関する事項
都市計画道路3・4・18号 JR成田駅前線のうち、駅前広場（面積約6,800m ² ）	交通結節点としての広場機能の強化に加え、成田市の玄関口として、成田山新勝寺表参道へのつながりを意識し、おもてなしの心に富んだ表情づくりを行い、うるおいのある都市景観を創出するものとします。
成田山新勝寺表参道（市道並木町土屋線、上町寺台線、浅間門前線、新葉石門前線の各一部：延長約1,100m）	多くの観光客が訪れる成田山新勝寺の表参道として、おもてなしの心を大切にした歩行空間の創出と景観に配慮した舗装による魅力的な表情づくりに努めるとともに、地域との連携を図り、歴史や文化を感じさせる門前の街並み景観を創出するものとします。

第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第3号)

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観形成を図る上で重要な建造物や樹木は、その保全と活用を図るために、景観法に基づき、「景観重要建造物」「景観重要樹木」に指定することができます。

本市では、次のいずれにも該当するものについて指定するものとします。

景観重要建造物

- 地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない建造物
- 地域の歴史や文化を伝え、特徴的な意匠が見られる建造物
- 地域の人々に親しまれている建造物

景観重要樹木

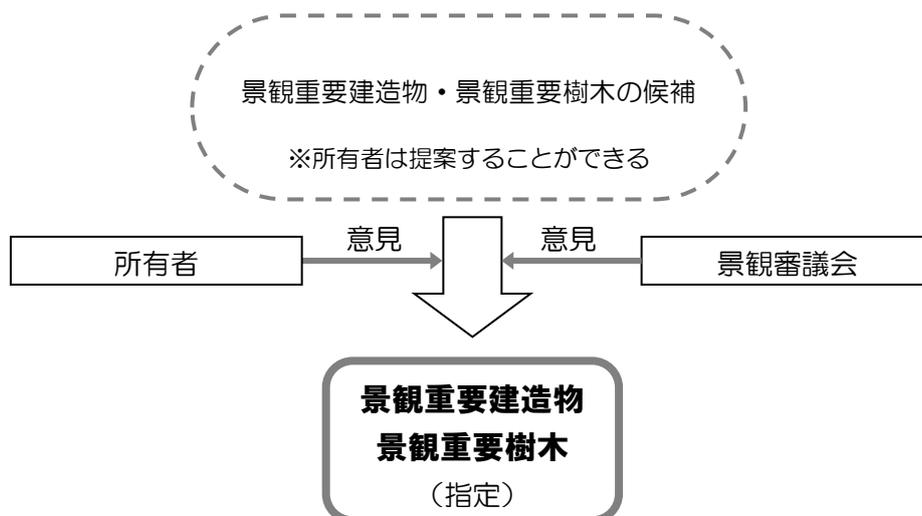
- 地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない樹木
- 地域の歴史や文化を伝え、特徴的な樹姿が見られる樹木
- 地域の人々に親しまれている樹木

2. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の手続き

景観重要建造物・景観重要樹木の指定にあたっては、所有者の意見を聴き、また景観審議会の意見を聴くものとします。

また、建造物や樹木の所有者などは、指定を提案することができます。

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の手続き



第8章 重点的に景観形成を図る地区

1. 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区の指定方針

市と地域住民等との協働による積極的な景観形成を推進するため、次のいずれかに該当する地区を「景観形成重点地区」として指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を重点的に推進していきます。

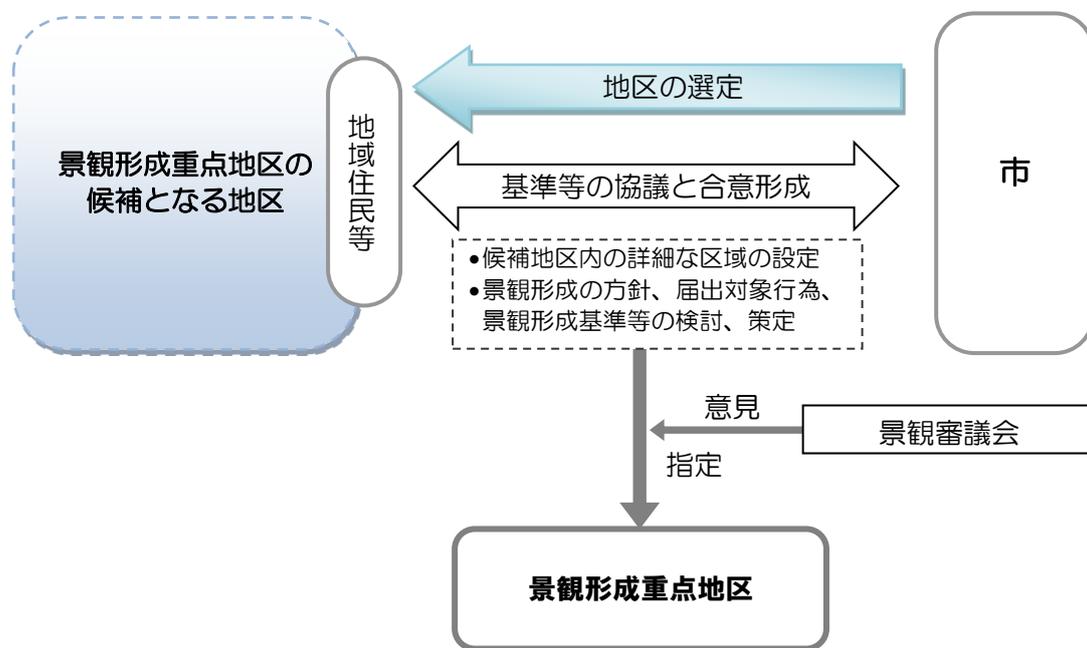
景観形成重点地区

- 本市の景観形成を図るうえで、シンボルとなる地区
- 本市の特色ある自然や歴史文化に係る良好な景観が形成されており、その維持や育成を図る必要がある地区
- その他、良好な景観の形成を図る地区

(2) 景観形成重点地区の指定要件

景観形成重点地区の指定に向けて、市は景観形成上重要な区域を候補地区として選定し、地域住民等と協議し、地区の範囲、景観形成の方針、届出対象行為、景観形成基準の策定を地区ごとに行います。なお、指定にあたっては、景観審議会の意見を聴くものとします。

景観形成重点地区の指定イメージ



(3) 景観形成重点地区の指定一覧

地区名	指定日（告示日）	施行日
成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区	平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 11 月 1 日

2. 景観地域づくり促進地区

(1) 景観地域づくり促進地区の指定方針

地域への誇りと愛着を育むため、景観地域づくり団体（P57）の認定を受け、地域住民等が自ら積極的に景観形成を推進する地区を「景観地域づくり促進地区」として指定し、支援します。

景観地域づくり促進地区は、次に示す地区とします。

景観地域づくり促進地区

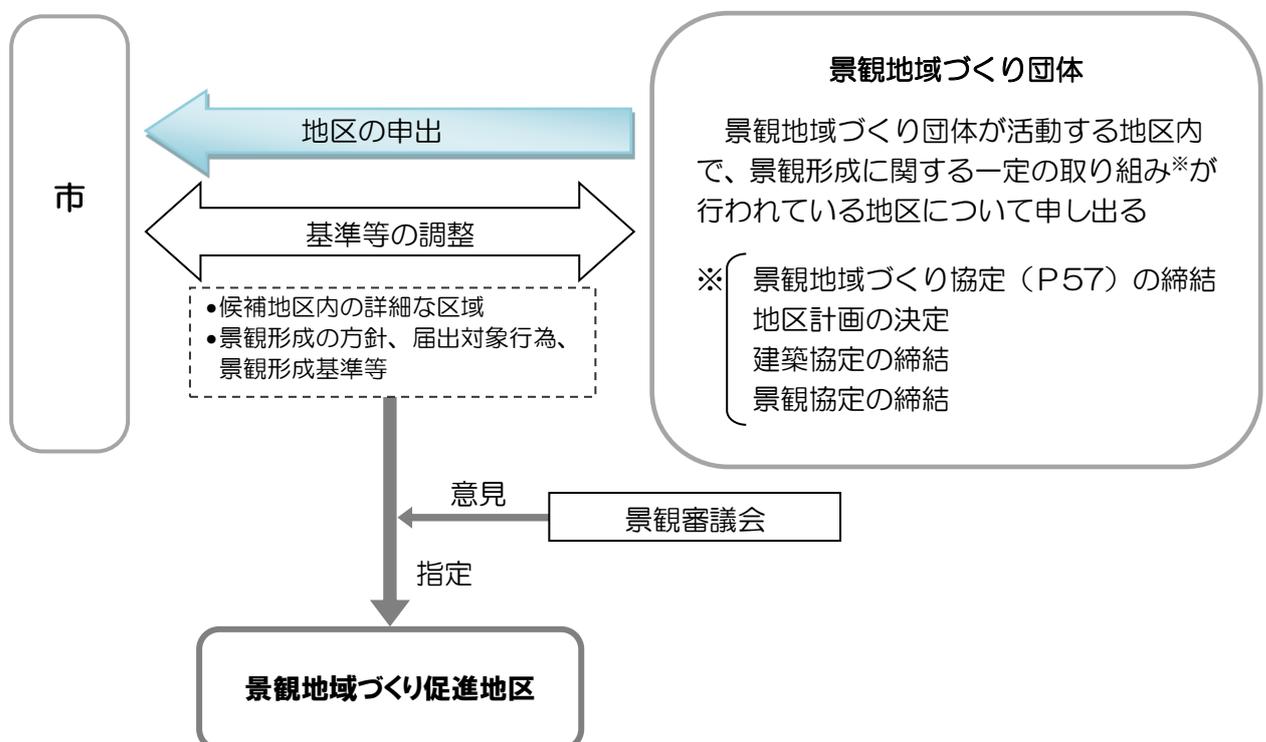
- 地域住民等の発意により、景観形成に先導的な役割を果たすことが期待される地区

(2) 景観地域づくり促進地区の指定要件

景観地域づくり促進地区の指定には、地域住民等が景観地域づくり団体として認定を受け、活動をする地区について指定を申し出ることが必要です。

市は、景観地域づくり団体により作成された基準等の調整を行い、景観地域づくり促進地区の指定を行います。なお、指定にあたっては、景観審議会の意見を聴くものとします。

景観地域づくり促進地区の指定イメージ



第9章 景観形成の推進方策

1. 景観に関する意識の啓発

良好な景観を保全・育成・創出するためには、景観の大切さを市民や事業者、行政が互いに認識し、関心を持つことが重要です。

このため、次のような取り組みを通じて、景観に関する意識の醸成に努めます。

(1) 景観形成に関するPRや情報発信

景観計画の内容や地域の大切な景観資源などの情報について、市民への発信に努めます。

- パンフレットや広報誌、ホームページの活用
- 景観づくりへの配慮事項等景観形成の手引きなどの作成

(2) 景観に関する学習の場の提供

良好な景観の形成への理解を深めるため、講習会やシンポジウム等の開催など、景観について学ぶ機会や場を提供します。

また、景観に対する愛着は、少年期に形成されることから、子どもたちを対象に、景観に対する意識を育むため、景観に関する学習の実施を検討します。

(3) 表彰制度

良好な景観は、地域の人々の努力によって保全・育成・創出されます。景観形成への意識を高めていくためには、景観形成に関わる活動や取り組みを広く知らせるとともに、評価していくことが大切です。

このため、景観形成に寄与する活動や取り組みなどを表彰する制度の創設を検討します。

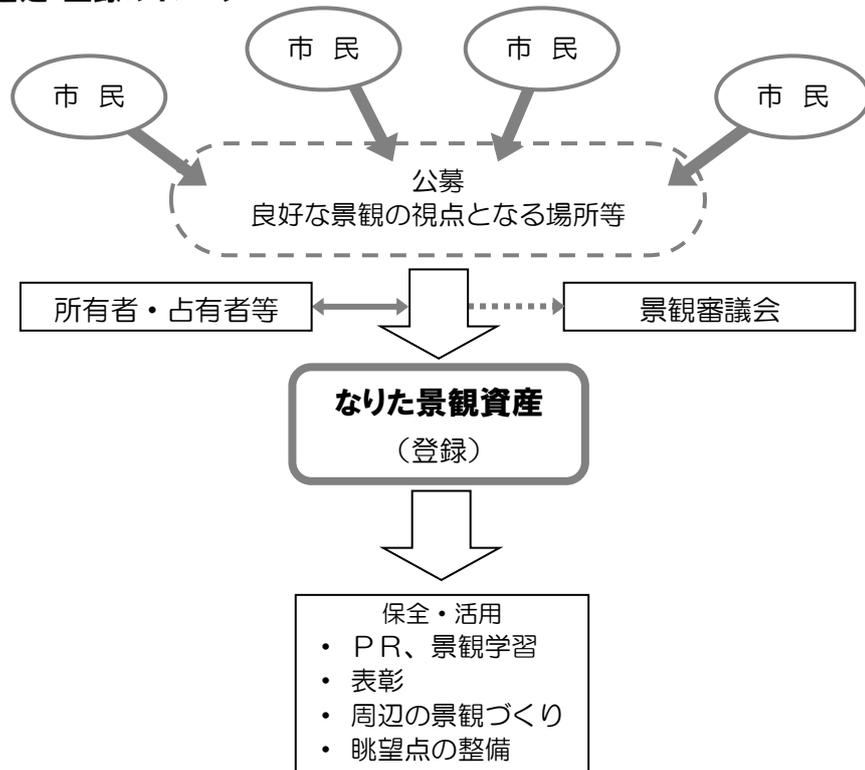
- 景観形成に協力した市民・団体・事業者などの表彰
- 景観写真コンクールなどの実施

2. 市民が主体の景観づくり

(1) なりた景観資産の登録 —市民参加による良好な景観の選定と保全・活用—

本市の良好な景観について認識を高め、また景観に対する意識を醸成するため、未来へ継承すべき地域固有の景観を市民参加によって掘り起こし、「なりた景観資産」として登録し、保全・活用を図っていくものとします。

なりた景観資産の選定・登録のイメージ



(2) 景観地域づくり団体

地域の良好な景観づくりを目指し積極的に取り組もうとする市民や事業者を、景観地域づくり団体に認定します。

(3) 景観地域づくり協定

景観地域づくり団体の自ら取り組む景観づくりを促進するために、景観地域づくり協定制度を創設します。(景観法第81条で定める景観協定とは異なります。)

また、制度の普及、啓発を図ります。

景観地域づくり協定の内容等

- 内容
 - ・ 建築物等の位置、規模、用途、形態・意匠
 - ・ 屋外広告物の表示等
 - ・ その他（維持管理、生垣づくり、花植え、美化等）
- 手続き
 - ・ 景観地域づくり団体と地区内の土地所有者等、事業者等により締結
 - ・ 市長の認定

(4) 景観づくりの支援

地域住民等の景観づくりの取り組みを支援するために、情報の提供、技術的援助などを行います。

- 景観地域づくり促進地区の指定に関する事
- 景観地域づくり団体、景観地域づくり協定制度の普及・啓発に関する事
- なりた景観資産、景観重要建造物、景観重要樹木の維持管理に関する事

3. 景観形成の推進体制

景観計画の運用、景観形成施策の推進にあたり、次のような体制づくりを進めるものとします。

(1) 景観審議会の設置

景観計画に基づき、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査し、審議するため、市長の附属機関として成田市景観審議会を設置します。

景観審議会の調査審議事項

- 景観計画の変更若しくは提案に基づく変更の必要性の判断に関する事
- 景観計画に基づく行為の届出に係る助言又は指導、勧告及び変更命令に関する事
- 景観重要建造物、景観重要樹木に係る指定、変更、解除、管理に関する命令又は勧告に関する事
- 景観形成重点地区、景観地域づくり促進地区の指定に関する事

(2) 景観アドバイザーの設置

建築物の建築等の行為に対し、景観計画の考え方を十分に反映させるため、また、地域住民等による景観づくりをサポートするため、景観アドバイザーを置き、必要に応じて専門的見地から助言を行います。

(3) 庁内における連絡調整体制の構築

景観行政は幅広い分野にわたることから、庁内組織の連携が重要です。特に公共施設の整備事業にあたっては景観形成に対する認識を持つことが必要不可欠であるため、庁内に連絡調整を図る仕組みや体制を構築します。

(4) 国や県、周辺市町などの関連機関等との連携

公共・公益施設は、良好な景観の形成に大きく関わるため、国や県、隣接市のほか、成田国際空港（株）、鉄道事業者、電気通信事業者などの公共公益事業者に対し、景観形成に向けた協力を要請します。また、情報交換や連絡調整に努めます。

4. 計画の見直し

景観計画は、市の良好な景観の形成に関する方針を示すことで、まちづくりの質を高めるものです。時代に合う、より良い計画とするため、随時検証を行います。

成田市景観計画

当 初	平成 25 年 12 月 策定 平成 26 年 4 月 施行
改 定	平成 30 年 3 月 策定 平成 30 年 9 月 策定 平成 30 年 11 月 施行
発行	成田市公園緑地課 〒286-8585 成田市花崎町 760 番地 T E L : 0476-20-1562 F A X : 0476-22-4493 E-mail : koen@city.narita.chiba.jp
登録番号	成公 17 - 057



成田市景観計画

未来へつなぐ 自然と歴史と世界が交流する 成田の景観づくり